

タイトル	中小企業の会社分割会計の研究
著者	倉本，英明；Kuramoto, Hideaki
引用	北海学園大学経営論集，10(2)：61-116
発行日	2012-09-25

中小企業の会社分割会計の研究*

倉 本 英 明

目 次

第1章 はじめに

第2章 中小企業におけるハイブリッド証券の活用

第1節 ハイブリッド証券に関わる「負債」と「資本」の概念

第1項 貸借対照表における「負債」の概念

第2項 貸借対照表における「資本」の概念

第2節 ハイブリッド証券の特徴とその内容

第1項 中小企業の証券発行

第2項 ハイブリッド証券の特徴

第3項 ハイブリッド証券の発行の例

(1)劣後債（社債系ハイブリッド証券）の発行

(2)永久債（社債系ハイブリッド証券）の発行

(3)転換社債型新株予約権付社債（社債系ハイブリッド証券）の発行

(4)優先株式及び議決権制限株式（株式系ハイブリッド証券）の発行

(5)取得請求権付株式（株式系ハイブリッド証券）の発行

(6)全部取得条項付種類株式（株式系ハイブリッド証券）の発行

第3章 中小企業の会社分割とハイブリッド証券の会計

第1節 会社分割の概要

第1項 新設分割の仕組み

第2項 吸収分割の仕組み

第2節 会社分割と事業譲渡の相違について

第1項 事業譲渡の仕組み

第2項 会社分割と事業譲渡の相違点

(1)個別債権者の同意

(2)契約上の地位移転の場合の相手方の同意

(3)事業部門の承継に対する支払対価

(4)事業部門の移転とそれに伴う許認可の移転

(5)登録免許税及び不動産取得税の優遇措置

第3節 中小企業において会社分割が効果的な事例

(1)対立関係にある兄弟株主を事業部門別に分離する事例

(2)自社が有する事業部門を他社へ売却し、自社は得意分野に経営資源を集中させる事例

(3)自社が有する事業部門と他の中小企業が有する同種の事業部門を統合し、合併企業を新設して事業を展開させる事例

(4)他社の事業部門買収に際し、現金以外の支払対価を交付する事例

(5)持株会社を設立する事例

第4節 中小企業におけるハイブリッド証券を活用した会社分割の設例とその会計処理

第1項 吸収分割を活用した事業部門の買収の設例

(1)当社（A株式会社）が相手方（B株式会社）による経営介入を望まない場合

(2)相手方（B株式会社）が将来的に、当社（A株式会社）が交付した支払対価の現金化を希望する場合

(3)当社（A株式会社）の経営内容が悪化した場合に、相手方（B株式会社）が当社（A株式会社）へ経営介入をすることができるようにする場合

第2項 設例の当社（A株式会社）における取得請求権付株式の発行準備手続について

*本稿は、筆者が2011年に北海学園大学大学院経営学研究科に提出した博士学位論文である。学位論文の作成にあたりご指導いただきました、同研究科の早川豊先生に心より感謝いたします。また、本稿の作成過程において、内田昌利先生、高木裕之先生に有益なご助言をいただきました。ここに深く感謝の意を表します。

(1)当社（A株式会社）の定款を変更するための株主総会の招集準備

(2)当社（A株式会社）の定款を変更するための株主総会における議案の内容

第3項 設例の当社（A株式会社）と相手方（B株式会社）における吸収分割契約締結の手続について

(1)当社（A株式会社）及び相手方（B株式会社）による吸収分割契約の締結

(2)当社（A株式会社）及び相手方（B株式会社）における事前開示事項の本店備え置き

(3)当社（A株式会社）及び相手方（B株式会社）の株主総会による吸収分割契約の承認

(4)当社（A株式会社）及び相手方（B株式会社）の債権者に対する保護手続

(5)当社（A株式会社）から相手方（B株式会社）への支払対価の交付と登記手続

第4項 設例の吸収分割契約における対価の授受とその会計処理

(1)大企業における会社分割の会計基準

(2)中小企業における会社分割の会計基準

(3)当社（A株式会社）における会計処理と貸借対照表の表示

(4)相手方（B株式会社）における会計処理

(5)会社分割と税制

第4章 中小企業のハイブリッド証券発行時の資本性評価と貸借対照表の表示

第1節 ハイブリッド証券発行時の貸借対照表の原則的表示

第1項 普通株式及び普通社債発行時の貸借対照表の表示

第2項 ハイブリッド証券発行時の貸借対照表の表示

第2節 ハイブリッド証券の評価

第1項 ハイブリッド証券の資本性の評価

(1)元本の返済に満期がないこと

(2)経営者の判断で毎期の配当額が決定されること

(3)株主の残余財産分配請求権は、すべての債権者に劣後すること

第2項 ハイブリッド証券の分類

第3節 中小企業のハイブリッド証券発行時における貸借対照表の再検討

(1)社債系ハイブリッド証券を発行する場合

(2)株式系ハイブリッド証券を発行する場合

(3)大企業がハイブリッド証券を発行する場合の貸借対照表の表示への援用

第5章 おわりに

参考文献

第1章 はじめに

わが国には、マスコミに取り上げられることがない中小企業や零細企業が数多く存在する。総務省が行った「平成21年経済センサス基礎調査」によれば、わが国の会社企業（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社）は179万5千社あり、そのうち資本金5,000万円未満の企業が企業総数に占める割合は、実に95.8%である。また、これらの企業における雇用者数が企業常用雇用者総数に占める割合は、46.1%である。なお、「中小企業」は「中小企業基本法」により定義されるが、業種によってその規模が異なっている¹⁾。

中小企業は、地域に根ざして存在することで、その地域における雇用の場を創出し、地域経済活動の主要な部分を担う存在である。したがって、その地域で中小企業が倒産し消滅することは、地域における雇用の機会を逸失し、中小企業が存在する自治体における税収を減少させるだけではなく、当該中小企業の下請・孫請企業の連鎖倒産を招来するなど、地域経済全体を沈下させてしまうことにつながってしまう。

現在、多くの中小企業には様々な問題が存在する。そのいくつかを挙げると、まず「事業承継」の問題がある。中小企業では、親子等の親族が株主兼役員の地位にあることが多い。したがって、例えば、父親である代表取締役が高齢化を理由に後継者である子孫に経営を承継する準備を始めるにあたり、将来予想される子孫間の確執を回避するために事業を分離してそれぞれ承継させるにはどうしたらよいかという問題がある。

また、「脆弱な財務状態」の問題がある。中小企業は上場企業と異なり、資金調達の方

法が限られていることから、キャッシュフローがタイトであり、自己資本に比べて借入金の比率が多く、財務状態は脆弱である。このような状況下において、中小企業が主体的に行動してこの状態を改善できる方法があるのかという問題がある。

次に、「形骸化した株主」の問題がある。1990年の商法改正以前は、株式会社の設立には発起人²が7人以上必要であった³。したがって、この要件を満たすため、中小企業では親族や知人に発起人の引受を依頼する事例が数多くあった。このため、会社の運営方針や事業の展開方法に関して株主の間で意見が相違する可能性が高まった。また、株主の死亡により相続が開始すると、遺産分割が完了するまでは法定相続人が共同で株式を相続することになる。相続の発生を原因とする株式の譲渡の場合、中小企業の定款に規定されていることが多い「株式の譲渡制限」⁴に関する規定が適用されない。このため、会社にとって好ましくない者が新たに株主となることを防止できず⁵、株主構成が複雑化する。最初に述べた後継者への事業承継にも関連することとして、事業承継にあたり株主構成を整理しなければならないという問題がある。

最後に、「不採算事業部門」の問題がある。従来、中小企業は収益源を確保する目的で事業の多角化を志向してきた。しかし、わが国の経済が成熟しかつ経済情勢も不透明となったことから、事業の多角化が逆に中小企業の負担となり、非効率経営につながっている場合がある。このため、多角化された事業を見直し、自社の得意な事業分野へ経営資源を集中させる必要があるのではないかという問題がある。

筆者は、地域経済の担い手である中小企業の存在が、わが国全体の雇用や経済を支えていると強く感じている。中小企業の活性化無くして、わが国の経済は発展しない。法律実務家である司法書士として筆者が関与する企

業は、すべて中小企業である。司法書士には、商業登記に関する手続について代理をする業務がある⁶。商業登記とは、企業に関する一定の重要事項について公示を義務づけることにより、企業活動の安全と円滑化を図る制度である。そして、会社分割、合併、清算など、会社組織上の重要な手続は、商業登記の完了をもって完結する。ここで司法書士の業務は、登記所へ提出する書類を作成することのみならず、手続の一連の流れに瑕疵がないかを常に確認し、正しく登記が完了するようにサポートを行うことを含む。筆者は、これらの業務を行う中で、会計に関する知識を習得する必要性を強く感じていた。

そのため、筆者は2005年に「資本構成複雑化と1株当たり情報の会計」という題目の修士論文を作成した。この論文では、「負債」と「資本」についての個々の概念を再確認するとともに、その両方の性質を持つ「複合金融商品」の分類のルールについて理論的検討及び分析を行った。また、企業における借入金などの債務を株式に転換させる手法である「デット・エクイティ・スワップ (DES)」を取り上げ、DESを行うことにより発行される種類株式の発行要領の例及び会計処理等を検討及び分析した。さらに、将来普通株式となる可能性がある「潜在株式」について、その代表例である新株予約権、新株予約権付社債及びストック・オプションを取り上げ、その性格や会計処理の方法について検討を試みた。

修士論文執筆後の2006年5月1日に「会社法」が施行された。この会社法は、商法で規定していたわが国の会社法制を抜本的に見直し、バブル崩壊後に低迷が続いている景気を浮揚するために有効な法制度として最近の社会経済情勢の変化に対応しようとしたものである。

したがって、基本的に規制緩和の内容となっており、以下がその一例である。

- ①会社法は株式会社と有限会社を統合し、株主総会と取締役のみで構成される株式会社を基本の形としている。これは、会社設立時からではなく、会社の発展に応じて段階的に会計参与、取締役会、監査役などの機関を設置したい、という中小企業の意向が反映されたものである。
- ②会社法は、旧商法で規定した株式会社の最低資本金制度（資本金の最低額は、1,000万円）を廃止している。
- ③会社法は、事業再構築の場面が増加している近時の情勢から、合併等の組織再編を行う場合に消滅会社等の株主等に対して交付する支払対価として、存続会社等の株式だけではなく、それ以外の財産を交付することも認める⁷。
- ④会社法は、種類株式の内容を拡充し、旧商法よりも内容設計の自由度を拡大している⁸。

以上のように、修士論文執筆後に施行された会社法を活用し、上で述べた中小企業に存在する問題に対応することができるのではないか、というのが本論文のテーマである。そして筆者は、その鍵として「会社分割」と「ハイブリッド証券」に注目をした。

会社分割とは、分割元の株式会社（分割元会社）が保有する事業部門に関する権利義務を、新設分割では分割により新たに設立する株式会社（分割先会社（新設会社））に、吸収分割では既に設立されている株式会社（分割先会社（承継会社））にそれぞれ移転する手続であり⁹、2000年の商法改正により創設されたものである。

会社分割では、事業部門の譲渡を受けた分割先会社（新設会社又は承継会社）から分割元会社に対して支払対価を交付することになる¹⁰。会社法は、支払対価の種類を柔軟化し、分割先会社（新設会社又は承継会社）の株式のほかに、筆者が修士論文で取り上げた「複合金融商品」を利用することが可能となって

いる。

複合金融商品は、証券市場では「ハイブリッド証券」と呼ばれており、種類の多様化が進んでいる。したがって、筆者は、ハイブリッド証券の設計内容により、中小企業における会社分割を有効に行うことができるものとする。

以上のとおり、本論文では、会社分割とハイブリッド証券を組み合わせる活用することにより、中小企業に存在する問題への対処法を研究することとしたい。また、ハイブリッド証券を発行する中小企業の「経済的実質」を適切に反映する貸借対照表の表示方法についてもあわせて研究することとしたい。

第2章では、ハイブリッド証券について説明することとしたい。ここではまた、中小企業で特に活用が期待できるハイブリッド証券の種類についても検討することとしたい。

第3章では、中小企業が抱える様々な問題に対処する手段としての会社分割制度について説明することとしたい。そして、会社分割手続においてどのようにハイブリッド証券を活用することができるのかを検討し、さらに設例によって中小企業の会社分割手続を各種の実務書類を用いて具体的に説明するとともに、会社分割手続における会計処理の方法について研究することとしたい。

第4章では、普通株式、普通社債及びハイブリッド証券を発行した場合の、証券発行会社における貸借対照表の表示について確認することとしたい。ここでは、中小企業の「経済的実質」を貸借対照表において適切に表示するため、ハイブリッド証券が有する「資本性比率」に着目することとし、ハイブリッド証券を株式系ハイブリッド証券と社債系ハイブリッド証券に区分した上で、社債系ハイブリッド証券が有する潜在的資本部分及び株式系ハイブリッド証券が有する潜在的負債部分を貸借対照表に表示することを試みることにしたい。

2011年7月26日、日本経済新聞朝刊17面「大機小機」(【図表1】)で、中小企業とハイブリッド証券の利用についての次のような内容の記事が掲載された。

- ・日本の金融機関は、慣行として、健全な経営がなされている中小企業に対しては継続的に融資を行ってきた。
- ・これは、結果的に返済の必要がないことから、資本金に準じる「準自己資本」であり、利益よりも存続を重視する日本の中小企業への資金提供に適したものであった。
- ・しかし、国際的な銀行規制の強化により、返済可能性が厳しく見られるようになり、こうした慣行の維持が困難になってきた。
- ・中小企業金融円滑化法の対象とならない大規模非上場企業では、自己資本の充実が急がれる。
- ・力のある非上場企業の中には、負債と資本の両方の性格を持つハイブリッド証券を使って自己資本の充実を図り経営の継続性を維持しようとするところが出てきた。

この記事は、筆者が本論文に関する中間報告会を行った2011年7月23日のわずか3日後に掲載された。筆者の研究内容を含む記事であり、時宜を得たものとなった。もっとも、この記事では、ハイブリッド証券を活用し始めているのは「力のある非上場企業」だとしている。しかし、筆者は、一般の中小企業においても、ハイブリッド証券を単体で活用するのみならず会社分割と組み合わせることで、ハイブリッド証券の活用と中小企業の経営持続の道が開けると主張したい。

このように、ハイブリッド証券が大企業だけのものではなく、中小企業においてこそ利用する価値があることについて、以下論じることとしたい。

第2章 中小企業におけるハイブリッド証券の活用

本章では、初めに、ハイブリッド証券の性質を検討する前提として、貸借対照表における「負債」と「資本」の概念を確認することとしたい。そして、ハイブリッド証券が有する特徴と中小企業が効果的に利用できるハイブリッド証券の発行例について検討することとしたい。

第1節 ハイブリッド証券に関わる「負債」と「資本」の概念

第1項 貸借対照表における「負債」の概念

貸借対照表における負債は、法的には、ある企業が他の企業や個人に対して有する現在の支払義務を具体化したものと定義できる。また、この支払義務は、将来の一定の時点で資産の譲渡によって決済されることから、負債は、企業の資産を減少させるような経済的便益の犠牲であり、貨幣額で合理的に測定できるものであるとも定義できる¹¹。

この経済的便益の犠牲の大部分は、法律上の債務である¹²。具体的には、借入金、買掛金、支払手形、社債¹³などである。また、法律上の債務ではないが、適正な期間損益計算を行うために計上される修繕引当金のような経済的負担も負債に含まれる¹⁴。

ここで、負債の主な性質を列挙すると、以下のとおりとなる¹⁵。

- ①元本の返済義務がある。
- ②満期がある。
- ③利息の支払義務がある。
- ④債務者の経営成績の上下により利息が変動することはない。
- ⑤債権者は投資額を超える責任を求められることはなく、有限責任である。
- ⑥債権者は、株主とは異なり債務者の経営に参加する権利はない。
- ⑦債権者が有する残余財産分配請求権は、

【図表1】日本経済新聞の中小企業におけるハイブリッド証券活用に関する記事

日本の中小企業は金融機関からの融資に頼ってきた。中小企業の融資依存度は海外よりも高い。融資だから返済の義務があるのは当然だ。しかし健全な経営がなされている限り、実質的に銀行から返済が要求されないことも多かった。融資の継続が認められていたからである。不動産担保と経営者の個人保証制度がこの慣行を支えてきた。

このような融資は基本的に返済の必要がなく、資本金などに準じる「準自己資本」であった。そうした性質の資金であるから、銀行も経営に口出しをすることが許された。

大機小機

この慣行は、利益よりも継続を重視する日本の中小企業への資金提供に適したものであった。このような慣行があったからこそ、中小企業や非上場企業にかなりのお金を回すことができたのである。日本の中小企業の層の厚さをつくりだした慣行の1つである。

「準自己資本」供給の仕組み

銀行にとっても、安定した融資先を確保するというメリットがあった。

しかし、国際的な銀行規制が強化され、返済可能性が厳しく見られるようになると、日本の銀行がこうした慣行を維持することは難しくなってきた。中小企業にとつ

ては深刻な問題である。

亀井静香金融相時代に導入された中小企業金融円滑化法は、この継続融資を法律の力で人為的につくりだそうとするものだった。

しかし、かつての慣行の下では、どんな企業でも融資の継続が認められたわけではなかった。銀行は企業の資金の動きを細かく監視し、経営の状態を見守り続けてきた。将来に不安のある企業に関しては、資産の処分と部分的な返済が要求された。担保不動産が継続的に値上がりしていた時代にはそれも可能だった。

円滑化法の対象とならない規模の大きな非上場企業では、自己資本の充実が急がれている。その中には、経営の継続を重視し上場を考えていない企業もあり、上場という形での出口を求めるファンドの出資には向かないケースがある。早急な出口づくりを求めないファンドの組成が必要になる。短期の出口ではなく、長期継続的な高リターンを求めるファンドである。

力のある非上場企業の中には負債と資本の両方の性格を持つハイブリッド証券を使って自己資本の充実を図りつつ経営の継続性を維持しようとするところが出てきた。金融サービスのイノベーションが望まれる領域である。（猪俣）

（出典）2011年7月26日発行 日本経済新聞 朝刊17面「大機小機」（枠は筆者が加筆）。

株主に優先する。

⑧債務者が破綻したとき、経営権が株主から剥奪される。

⑨債務者が支払う利息は、税務上損金となる。

第2項 貸借対照表における「資本」の概念

貸借対照表における資本は、いろいろな意味で用いられる抽象的な概念である¹⁶。通常は、企業の純資産額のうち株主に帰属する部分（自己資本、正味資産、株主持分、株主資本ともいう）を意味する¹⁷。なお、会社計算規則では、株主資本を構成する項目を規定している¹⁸。その項目には、資本金¹⁹、新株式申込証拠金²⁰、資本剰余金²¹、利益剰余金²²、自己株式²³、自己株式申込証拠金²⁴が含まれる。

株主資本の中で最も基本的かつ根幹的なものは「普通株式」である。ここで、普通株式の主な性質を列挙すると、以下のとおりとなる²⁵。

- ①元本の返済義務はない。
- ②満期がない。
- ③経営者の判断で毎期の配当額が決定される。
- ④株式発行会社の経営成績の上下による配当額の変動がある。
- ⑤株主に出資額を超える責任を求められることはなく、有限責任である。
- ⑥株主は、所有株式数に応じて株式発行会社の経営に参加することができる。
- ⑦株主の残余財産分配請求権は、すべての債権者に劣後する。多くの場合、株式の価値はなくなる。
- ⑧株式発行会社が破綻したとき、経営権が株主から剥奪される。
- ⑨株式配当は、税務上、株式発行会社の損金とならない。

第2節 ハイブリッド証券の特徴とその内容

第1項 中小企業の証券発行

中小企業を含む全ての企業は、自社の事業を推進するために自己資本（調達資本）が必要である。したがって、中小企業が証券を発行する主たる目的は、事業資金を調達することだといえよう。

一般に、中小企業における資金調達の手段は限定的であり、通常は以下の方法による。

- ①金融機関から融資を受けること。
- ②代表取締役である社長から融資を受けること。
- ③代表取締役が企業の新株を引き受けること。
- ④中小企業自体に信用力があり、企業の事業推進に協力を惜しまない縁故者がいる場合に「少数私募債」という普通社債を発行すること²⁶。

なお、企業が金融機関を通して資金を調達する①の方法は「間接金融」と呼ばれる。また、企業が金融機関を通さず、直接相手方から資金を調達する②、③及び④の方法は「直接金融」と呼ばれる。そして、中小企業が証券を発行して資金調達をする類型は、③及び④の方法である。もっとも、中小企業が「直接金融」により不特定の一般投資家から資金調達を調達することは、現時点では非常に困難である。

ここで、①の会社が金融機関から融資を受けた場合及び②の会社が代表取締役である社長から融資を受けた場合における、当該会社の会計上の仕訳を示すと、

〔借方〕現金(資産の部)××× /

〔貸方〕借入金(負債の部)×××

となる。

また、③の代表取締役が自社の新株を引き受けた場合における、当該株式発行会社の会計上の仕訳は、

〔借方〕現金(資産の部)××× /

〔貸方〕資本金(純資産の部)×××

となる。

さらに、④の会社が少数私募債という普通社債を発行した場合における、当該社債発行会社の会計上の仕訳は、

〔借方〕現金(資産の部)××× /

〔貸方〕社債(負債の部)×××

となる。

このように、発行された普通株式は、株式発行会社の純資産の部の資本金に表示され、発行された普通社債は、社債発行会社の負債の部に表示される。

第2項 ハイブリッド証券の特徴

第1節で述べたとおり、株式発行会社の普通株式は純資産の株主資本としての、社債発行会社の普通社債は負債としての、それぞれ明確な特徴を有している。

しかし、発行される有価証券の中には、形式的には負債あるいは純資産であるが、実質的にはその両方の特徴が混在しているものがある。そのような有価証券は「ハイブリッド証券」と呼ばれ、格付会社や証券会社では一般的な用語となっている。そして、第3項において詳述するが、ハイブリッド証券は、社債系ハイブリッド証券と株式系ハイブリッド証券に分類できる。

ハイブリッド証券の特徴は、

- ①社債系ハイブリッド証券の場合、償還期限の定めがないか、定めがあっても極めて長い。
- ②ハイブリッド証券発行会社（以下「発行会社」という。）の財務力が低下した場合は、株式系ハイブリッド証券では配当、社債系ハイブリッド証券では利息の支払いを停止することができる。

③社債系ハイブリッド証券の場合、利息の支払いが普通社債や借入金に対する利息の支払いに劣後する。

④発行会社が解散して清算をすることになった場合、清算配当の支払順位が無担保の社債権者よりも劣後するが、普通株主よりは優位である²⁷。

などの条件が、1つあるいは複数入っていることである²⁸。

第3項 ハイブリッド証券の発行の例

本項では、前項の条件を満たし、中小企業において利用が見込まれるハイブリッド証券の発行の例を挙げる。

(1)劣後債（社債系ハイブリッド証券）の発行

劣後債は、社債発行会社を清算する場合に、一般社債権者へ元金を弁済した後、発行会社に残余財産がある場合に劣後社債権者へ弁済する（弁済順位が劣後する）旨の特約が付されている無担保社債である。

劣後債は、弁済順位が劣後する分、社債利率の利率が一般社債と比べて高く設定されるので、投資家に対して投資意欲を喚起する証券である。

(2)永久債（社債系ハイブリッド証券）の発行

永久債は、一定期間経過後に満期を迎え元本が償還される有期社債に対し、元本償還の規定がなく、社債発行会社が存続する限り永久に利息が支払われる社債である。なお、社債発行会社は通常、当該永久債を途中で繰上償還することができる旨の特約を付すことで、債務弁済の機会を確保する。

永久債に元本償還の規定がないことから、社債発行会社にとっては、経営参加権が付されていない株式を発行することと同様の効果がある。

(3)転換社債型新株予約権付社債（社債系ハイブリッド証券）の発行

転換社債型新株予約権付社債は、社債発行会社に対して権利行使をすることで、当該社債発行会社の株式交付を受けることができる権利である新株予約権が付された社債のうち、この社債部分を新株予約権の権利行使の際の出資の目的とする社債であり、旧商法における転換社債に該当する²⁹。したがって、社債権者が新株予約権を行使することにより社債は消滅し、あらかじめ定められた社債発行会社の株式に転換する。社債発行会社にとっては、社債に新株予約権を付与する分、社債利息を低くして発行することができる³⁰。

なお、社債権者が新株予約権を行使しようとする場合、社債発行会社が上場企業であれば、新株予約権を行使するために必要な価額と株式市場における社債発行会社の株価を比較し、株価のほうが高ければ、新株予約権を行使して社債を株式に転換し、株式市場で売却して売却益を獲得することができる。

しかし、中小企業が社債発行会社の場合、中小企業は通常、株式市場に上場しておらず、かつ発行株式には譲渡制限が付されているため、社債権者が社債から転換した株式を売却することはできない。したがって、中小企業の場合は、社債から転換する株式を(5)で説明する「取得請求権付株式」とし、中小企業の株主になっても株式を売却できる仕組みを作ることが重要となる。

(4)優先株式及び議決権制限株式（株式系ハイブリッド証券）の発行

株式発行会社における剰余金の配当や残余財産の分配は、株主が所有する株式数に応じて平等に行われるのが原則である。そして、優先株式は、この剰余金の配当や残余財産の分配について、普通株式よりも優先した取扱いを受けることができる株式である³¹。

株式発行会社における剰余金の配当及び残

余財産の分配において、定められた優先的配当又は優先的分配を受けてもなお残りの剰余金又は財産がある場合に、普通株式とともに配当又は分配に参加できるか否かによって、「参加的優先株式」と「非参加的優先株式」に分類される。また、株式発行会社における剰余金の配当において、ある事業年度に優先的配当を受けられなかった場合に、次年度以降に未払配当金が累積するか否かによって、「累積的優先株式」と「非累積的優先株式」に分類される。したがって、例えば「非参加的累積的優先株式」は、剰余金の配当が一定額に限られ、かつ、その分については確実に配当される可能性が大きい点で、社債に類似するものとなる³²。

また、上述した優先的取扱いの見返りとして、優先株式の議決権は制限されることが一般的であり、議決権制限優先株式の性質もまた、社債に類似するものとなる。ただし、定められた剰余金の配当が滞った場合に議決権が復活する旨の特約を定めることが一般的であり、この場合には優先株式の株主は経営に参加することとなる。

(5)取得請求権付株式（株式系ハイブリッド証券）の発行

取得請求権付株式は、株主が株式発行会社に対し、当該株式の取得を請求できる株式である³³。株式発行会社は、株主から株式を取得する際に対価を交付することになるが、対価の種類に制限はなく、金銭のほか、社債、新株予約権、新株予約権付社債でも可能である。

中小企業は通常、株式市場に上場していない。また、その発行株式には譲渡制限が付されていることが一般的である。したがって、中小企業の株主は、所有株式を売却することが難しい場合がある。

そのため、中小企業が発行株式に「取得請求権」を付すことは、株主に対して将来の株

式買取請求権を容認することであり、株主の発行会社に対する出資意欲を惹起する。また、株式発行会社にとっては、将来の出資払戻し義務を課せられることとなる。これは、社債の元本償還義務に類似するものである。

(6)全部取得条項付種類株式（株式系ハイブリッド証券）の発行

全部取得条項付種類株式は、株式発行会社が強制的に株式全部を取得することができる旨の定めがある株式である³⁴。株式全部を取得するためには、あらかじめ取得事由を定款に定める必要はなく、株主総会によって株式取得の決議を行えばよい³⁵。

全部取得条項付種類株式は、株式発行会社の意思により株式を強制的に取得することができることから、株主の地位が不安定となる。したがって、株主に対する見返りとして、種類株式の剰余金の配当額を普通株式の配当額よりも高額とすることが考えられる。

また、株式発行会社が株式を強制的に取得することは、社債発行会社が社債を繰上償還することに類似している。したがって、種類株式の株主に支払われる株式取得の支払対価が現金の場合には、この種類株式は社債に類似するものとなる。

第3章 中小企業の会社分割とハイブリッド証券の会計

第2章では、ハイブリッド証券の性質について説明し、中小企業において利用が見込まれるハイブリッド証券の発行の例を挙げた。

本章では、はじめに会社分割の概要について説明を行うこととする。次に、会社分割とその効果が類似している事業譲渡とを比較し、その相違点について検討することとしたい。さらに、中小企業において会社分割の活用が効果的な事例について検討し、最後に、現実想定される事案の設例を通じて、中小企業

におけるハイブリッド証券を利用した会社分割の手続について必要書類を掲げて説明するとともに、その会計処理の方法について論じることとしたい。

第1節 会社分割の概要

会社分割は、会社法において、合併、株式交換及び株式移転とともに「組織再編」手続の一種として規定されている³⁶。組織再編手続とは、自社と他社との間で行われる自社組織の再編手続である。この手続は、新たに設立する新会社との間で行われる「新設型再編」と、既存の他社との間で行われる「吸収型再編」とに分類される。これを会社分割に当てはめると、新設型再編に該当する手続が「新設分割」であり、吸収型再編に該当する手続が「吸収分割」である。

以下、新設分割と吸収分割について説明することとしたい。

第1項 新設分割の仕組み

新設分割とは、分割予定会社（分割元会社）が、その事業に関して有している権利義務の全部又は一部を、新たに設立する会社（分割先会社（新設会社））に承継させるために会社を分割する手続である³⁷。なお、「事業に関して有している権利義務」とは、会社分割の対象を「事業活動そのもの」に限定するのではなく、「事業に関して有している権利義務」という財産に着目することを意味する。

この手続により、分割元会社が分割先会社（新設会社）に対して「事業に関して有している権利義務」を承継させれば、その権利義務に相当する支払対価を分割先会社（新設会社）から分割元会社に対して交付することになる。

新設分割の場合、分割先会社（新設会社）は新たな会社の設立と同視できるので、分割先会社（新設会社）は支払対価として必ず株

式を発行する必要がある。また、この株式に加えて社債、新株予約権又は新株予約権付社債に限り交付することが許容されている³⁸。

なお、支払対価として分割元会社に対して交付されるものが分割先会社（新設会社）の株式である場合、旧商法では、分割元会社に対して交付することはもちろん、分割元会社の株主に対して交付することも可能であった。しかし、会社法では、株式の交付先は分割元会社に対してだけであり、分割元会社の株主に対して交付することができる旨の規定はない³⁹。

もっとも、会社法では、実質的に分割元会社の株主に交付する方法として、

- ①分割先会社（新設会社）の成立の日に、
剰余金の配当として、分割元会社に交付された分割先会社（新設会社）の株式の全部を分割元会社の株主に交付する方法、
- ②分割先会社（新設会社）の成立の日に、
分割元会社が発行している全部取得条項付種類株式を、分割元会社が株主から全部取得する対価として分割先会社（新設会社）の株式を交付する方法、

の2種類の手続がある⁴⁰。

本論文では、分割先会社（新設会社）の株式が分割元会社に対して交付される場合を「分社型の新設分割」と呼び、分割先会社（新設会社）の株式が分割元会社の株主に対して交付される場合を「分割型の新設分割」と呼ぶ（【図表2】参照）。

第2項 吸収分割の仕組み

吸収分割とは、分割予定会社（分割元会社）が、その事業に関して有している権利義務の全部又は一部を、既存の他の会社（分割先会社（承継会社））に承継させるために会社を分割する手続である⁴¹。

新設分割の場合と同様に、この手続により分割元会社が分割先会社（承継会社）に対して「事業に関して有している権利義務」を承

継させれば、その権利義務に相当する支払対価を分割先会社（承継会社）から分割元会社に対して交付することになる。なお、支払対価として交付することができるものについて、新設分割では分割先会社（新設会社）の株式、社債、新株予約権又は新株予約権付社債であるが、吸収分割では分割先会社（承継会社）の金銭その他の財産とされており⁴²、支払対価の種類が柔軟化されている。その理由として、わが国の経済界から機動的に組織再編を行いたいとの希望があったこと、外国からも企業買収を通じた対日投資を実効的に行うことを要望したことなどが挙げられている⁴³。

なお、支払対価として分割元会社に対して交付されるものが分割先会社（承継会社）の株式である場合、旧商法では、分割元会社に対して交付することはもちろん、分割元会社の株主に対して交付することも可能であった。しかし、会社法では、株式の交付先は分割元会社に対してだけであり、分割元会社の株主に対して交付することができる旨の規定はない⁴⁴。

もっとも、会社法では、分割元会社の株主に交付する方法として、

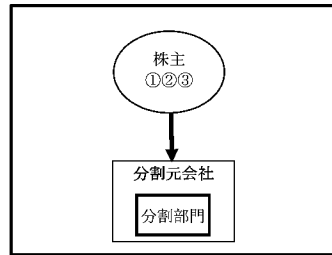
- ①吸収分割の効力が発生する日に、剰余金の配当として、分割元会社に交付された分割先会社（承継会社）の株式の全部を分割元会社の株主に交付する方法、
- ②吸収分割の効力が発生する日に、分割元会社が発行している全部取得条項付種類株式を、分割元会社が株主から全部取得する対価として分割先会社（承継会社）の株式を交付する方法、

の2種類の手続を規定したことにより、実質的には分割元会社の株主に対して株式を交付することができる⁴⁵。

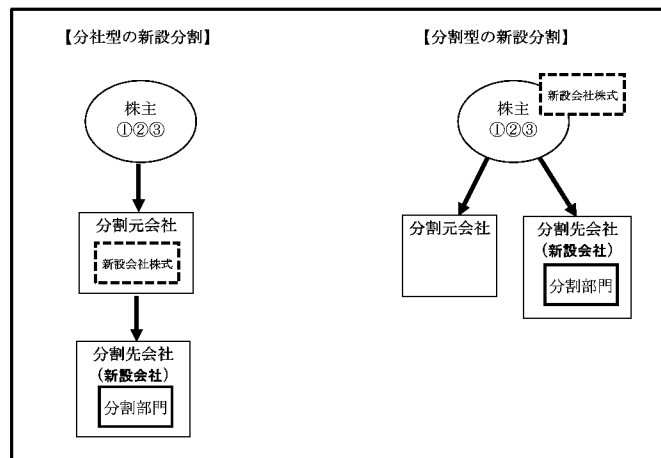
本論文では、分割先会社（承継会社）の株式が分割元会社に対して交付される場合を「分社型の吸収分割」と呼び、分割先会社（承継会社）の株式が分割元会社の株主に対

【図表2】新設分割の概要

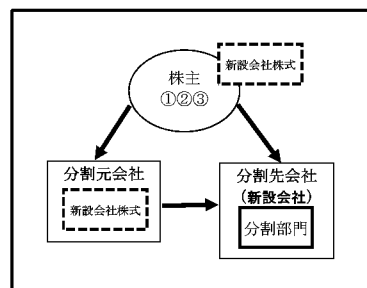
《分割前》



《分割後》



【折衷型の新設分割】



して交付される場合を「分割型の吸収分割」と呼ぶ(【図表3】参照)。

第2節 会社分割と事業譲渡の相違について

第1項 事業譲渡の仕組み

中小企業が有する事業部門を会社から分離して他社に譲渡する取引には、会社法上の「事業譲渡」という方法がある⁴⁶。会社法では、「事業譲渡」の定義や譲渡の対象となる「事業」の定義を定めていないが、「企業結合に関する会計基準」では⁴⁷、事業を「企業活動を行うために組織化され、有機的一体として機能する経営資源」と定義する⁴⁸。よって、単なる事業用財産又は権利義務の集合の譲渡は、事業譲渡には該当しない。このように、事業譲渡は、事業部門を構成する権利義務について、事業譲渡会社と事業譲受会社との間の事業譲渡契約によって移転させる取引行為である。

通常、事業譲渡契約では、①事業譲渡対象部門、②譲渡期日、③譲渡財産、④対価及びその支払方法、⑤財産移転手続、⑥競業禁止義務・従業員の引継ぎ等に関する事項、⑦株主総会決議の期日などを定める。

第2項 会社分割と事業譲渡の相違点

それでは、第1項で述べた事業譲渡と会社分割との相違点は何か。主な相違点について、以下説明することとしたい。

(1)個別債権者の同意

事業譲渡では、事業の移転は通常取引契約によるものであり、特定承継と解されている。したがって、事業譲渡会社に対して債権を有する債権者が同意しない限り、この債権は事業譲受会社に移転しない。

このように、債権移転のためには債権者の個別の同意が必要となることから、会社法においては、債権者を保護するための手続は格別規定されていない。

これに対し、会社分割では、事業に関して有している権利義務の移転は、自然人の相続の場合と同様に包括承継であると解されている。したがって、権利義務の一切が集団で承継され、債権者の個別の同意は不要である⁴⁹。

(2)契約上の地位移転の場合の相手方の同意

例えば、事業譲渡における事業譲渡会社あるいは会社分割における分割元会社が不動産の賃貸借契約における賃借人の地位にあるとする。事業譲渡に伴い、賃借人の地位を事業譲受会社へ移転する場合には、賃貸人の承諾が必要である⁵⁰。

これに対し、会社分割では、(1)で述べたように、権利義務の移転は包括承継であるから、会社分割に伴い賃借人の地位を分割先会社(新設会社)又は分割先会社(承継会社)へ移転する場合には、賃貸人の承諾は不要である。

(3)事業部門の承継に対する支払対価

事業譲渡は、本節第1項でも述べたとおり、事業部門を構成する権利義務を移転させる取引契約であり、事業譲受会社が事業譲渡会社に対し対価として支払うものは、現金であることが多い。そのため、事業譲受会社に現金がない場合には、希望する事業部門を買収することができない。

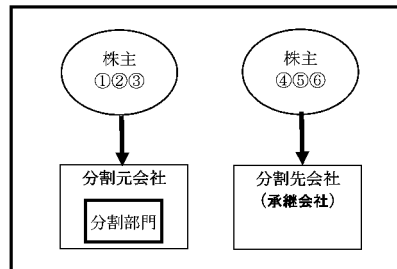
これに対し、会社分割では、分割先会社(新設会社又は承継会社)が分割元会社に対し対価として支払うものは、ハイブリッド証券を中心とした株式であることが多い。そのため、分割先会社(新設会社又は承継会社)に現金がない場合でも、希望する事業部門を買収することが可能となる。

(4)事業部門の移転とそれに伴う許認可の移転

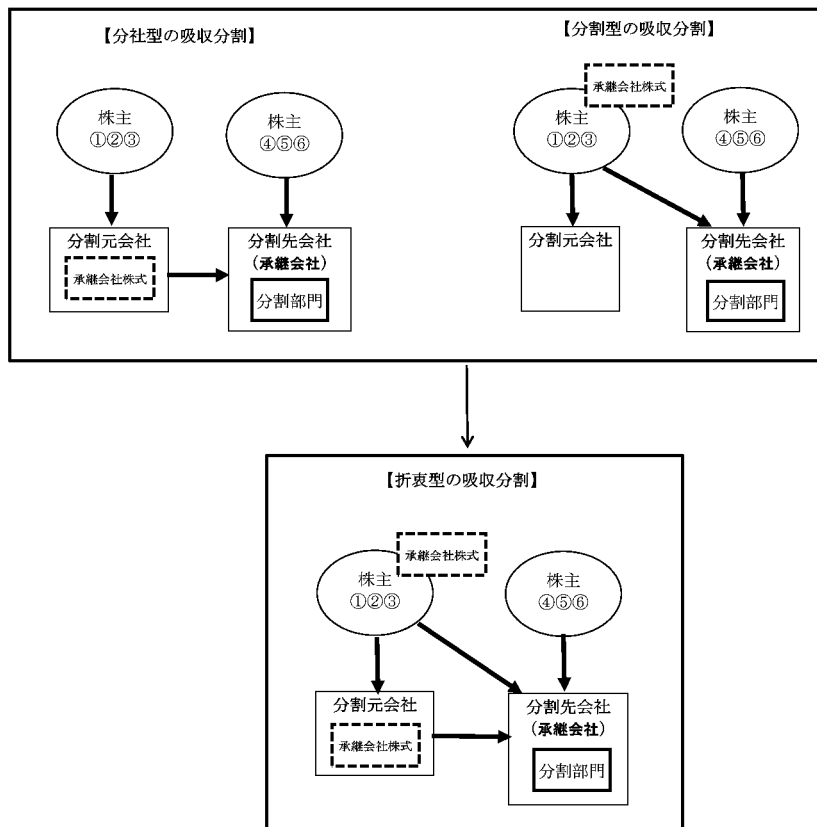
会社が事業を行う場合、国や地方公共団体の許可⁵¹、認可⁵²、登録⁵³(以下、「許認可」

【図表3】吸収分割の概要

《分割前》



《分割後》



という。)が必要な場合がある。これは、国民の安全を確保するための行政上の規制である。このように、許認可が必要な事業を行っている会社がその事業部門を他社に移転しようとする場合、取得している許認可も引き継がれるのか否かは、事業の遂行にあたり重要なポイントとなる。

事業譲渡では、事業譲渡会社が有する許認可が事業譲受会社へ引き継がれることはない。事業譲渡は特定承継であり、事業を行う主体が変更されるので、許認可を取得し直さなければならない。

これに対し、会社分割では、事業の種類により、許認可の承継が認められないもの(例えば、建設業、宅地建物取引業、貸金業)がある一方、会社分割の前後に行政庁に対して届け出をするだけで承継が認められるもの(例えば、理容業、美容業、飲食店業)もある。許認可を引き継ぐことができれば、会社分割後の事業が円滑に開始できる。

(5)登録免許税及び不動産取得税の優遇措置

事業譲渡は、事業部門を構成する権利義務を移転させる取引契約であり、事業譲渡の対象資産に不動産がある場合、不動産の所有権取得の際に納付する登録免許税及び不動産取得税について優遇措置は別段定められていない。

これに対し、会社分割では、不動産の所有権取得の際に納付する登録免許税の税率が1000分の13(通常は1000分の20)に軽減される⁵⁴。また、一定の要件を備えた会社分割の場合、不動産の所有権取得の際に納付する不動産取得税が非課税となる⁵⁵。

第3節 中小企業において会社分割が効果的な事例

第1章において述べたとおり、わが国の中小企業は様々な問題に直面している。

以下では、その問題を再確認するとともに、

その問題を解決するための会社分割の活用方法について論じることとしたい。

(1)対立関係にある兄弟株主を事業部門別に分離する事例

例えば、2つの事業部門を有する中小企業の創業者が、自分の子である兄弟2人に経営を承継させるため、この会社の株式を50%ずつ保有させたとする。

このとき、兄弟の関係が良好で、両者の会社に関する経営方針に齟齬が無ければ問題はない。しかし、兄弟の間で経営方針に相違が出て確執が生じる状況になれば、会社を良好な状態で経営し続けることは困難になる。

この場合、分割型の新設分割を活用し、新設した会社事業部門を移転することにより各事業部門を分社化することで、兄弟がそれぞれ別の会社を経営できるようにする。これにより、将来発生する確率が高い兄弟間の対立を回避することができる。

(2)自社が有する事業部門を他社へ売却し、自社は得意分野に経営資源を集中させる事例

例えば、複数の事業部門を有する中小企業において、自社が得意とする事業部門へ資金や人員などの経営資源を集中させるために事業部門の売却を行いたいとする。

この場合、分社型の吸収分割を活用して分割元会社である自社の事業部門を分割先会社(承継会社)へ譲渡し、その対価として分割先会社(承継会社)からハイブリッド証券を受領する。その際、ハイブリッド証券の設計内容により、自社と分割先会社(承継会社)との資本関係を中心とした提携方針を策定することができる。

あるいは、分社型の新設分割を活用して売却希望の事業部門を前もって分割元会社から分離しておき、売却先が見つかり次第売却先会社へ当該事業部門を事業譲渡したり、分割

先会社（新設会社）と売却先会社とを合併させることもできる。

(3) 自社が有する事業部門と他の中小企業が有する同種の事業部門を統合し、合併企業を新設して事業を展開させる事例

例えば、自社が有する事業部門が他の中小企業が有する同種の事業部門と類似の内容を有しており、それぞれ互いに相手方が有していないノウハウがあるとする。

この場合、自社と他社がそれぞれ当該事業部門を、新設分割により共同で設立した分割先会社（新設会社）へ譲渡する。その上で、各社それぞれのノウハウを出しあうことにより、各社単独で事業を行うよりも効率良く事業を展開することが可能となる。

さらに、事業が順調に進んで企業価値が上昇した場合には、この事業部門を売却したり、会社自体を他の会社に合併させるなどして売却することもできる。

(4) 他社の事業部門の買収に際し、現金以外の支払対価を交付する事例

例えば、他社が有する事業部門を買収したいが、自社には対価として支払う現金が不足しているとする。

この場合、吸収分割によりその事業部門を自社が買収し、支払対価として自社はハイブリッド証券を発行して他社へ交付する。

したがって、自社に現金が不足していても買収が可能となる。また、ハイブリッド証券の設計内容により、自社と他社との資本関係を中心とする提携方針を策定することが可能となる。

(5) 持株会社を設立する事例

持株会社とは、他の会社の株式を所有することでその会社の事業活動を支配することを主な目的とする会社であり、主に他の会社の支配だけを行う「純粋持株会社」と、他の会

社の支配とともにそれ以外の事業も行う「事業持株会社」とに分けられる⁵⁶。なお、持株会社は「〇〇ホールディングス」という商号であることが多い。

持株会社の形態は、主に大企業が活用するというイメージがある。その主な目的としては、

①経営戦略を練る中枢としての役割を担うこと、

②他社を買収しようとする場合、自社と他社の風土や経営戦略が異なり、いきなり合併をすることが困難な局面が予想されるとき、持株会社を設立して自社と他社をその子会社とし、時間をかけて両者の関係を調整させていくこと、

が挙げられる。

中小企業においても、上記①及び②の目的のために持株会社を活用する余地は十分にある。さらに、

(i) 持株会社傘下の各子会社は各自独立して経営を行うので、低い採算性等の悪影響を各子会社単位で管理・遮断することができる、

(ii) 持株会社制度を採用しグループ企業が増えることでポストの数が増えることとなり、従業員の昇進のチャンスも増えて従業員のモチベーションのアップを図ることができる、

という効果も期待できる。

中小企業が持株会社を設立するには、分社型の新設分割を利用して、分割元会社の事業部門ごとに分割先会社（新設会社）を設立し、各事業部門を移転する方法を用いる。

このとき、新設分割の支払対価としてハイブリッド証券を活用し、将来的に子会社が持株会社の傘下を離れ、持株会社から完全に独立することができるような設計をすることも可能となる。

第4節 中小企業におけるハイブリッド証券を活用した会社分割の設例とその会計処理

本章第1節及び第3節において、会社分割の仕組みと、中小企業において期待されるハイブリッド証券を活用した会社分割の事例を紹介した。

本節では、第3節において紹介した事例の中から1つを取り上げ、必要書類を提示しながら具体的な設例を構成し、中小企業におけるハイブリッド証券を活用した会社分割の手続とその会計処理について論じることとした。

第1項 吸収分割を活用した事業部門の買収の設例

《設例》

当社（A株式会社）は、資本金の額1,000万円、発行済株式総数・普通株式200株、発行可能株式総数・普通株式800株の中小企業であり、X事業部門を有している。

一方、相手方（B株式会社）は、資本金の額2,000万円、発行済株式総数・普通株式400株、発行可能株式総数・普通株式1,600株の中小企業であり、Y事業部門とZ事業部門を有している。なお、当社（A株式会社）の代表取締役と相手方（B株式会社）の代表取締役は、旧知の仲である。

今般、相手方（B株式会社）は、その有するZ事業部門を売却し、Y事業部門に経営資源を集中させようとしている。当社（A株式会社）はこの情報を入手し、相手方（B株式会社）のZ事業部門と当社（A株式会社）のX事業部門を統合することで、当社（A株式会社）の事業をより発展させることができると考えている。しかし、現在、当社（A株式会社）

には、相手方（B株式会社）のZ事業部門を買収できるだけの現金が存在しない。

この場合、当社（A株式会社）が取りうる手段はあるか。

上記の設例では、吸収分割を利用して相手方（B株式会社）のZ事業部門を買収することが、当社（A株式会社）の取りうる最適な手段である。もっとも、相手方（B株式会社）が当社（A株式会社）に対してどのような関係を持とうとするかによって、当社（A株式会社）が相手方（B株式会社）に対し、支払対価として交付するハイブリッド証券の種類が変わることになる。

(1) 当社（A株式会社）が相手方（B株式会社）による経営介入を望まない場合

この場合、相手方（B株式会社）のZ事業部門を買収する支払対価として、当社（A株式会社）は相手方（B株式会社）へ社債を発行する。

社債とは、社債発行会社が行う割当てにより発生する、社債発行会社を債務者とする金銭債権であって、一定の事項の定めに従い償還されるものをいう⁵⁷。

社債は債権であり、社債権者は株主と異なり会社の構成員ではないので、株主総会へ出席する権利を有しない。しかし、社債発行会社の利益の有無にかかわらず一定の利息を請求する権利を持ち、償還期限の到来により当然に償還を受ける。

さらに、会社が解散する場合、株主は会社の債務を弁済した後に残余財産の分配を受けるにすぎないが、社債権者は株主に優先して会社財産から弁済を受けることができる。

このように、社債権者は会社の経営に介入することはできない。したがって、相手方（B株式会社）が当社（A株式会社）の経営に介入する意思がない場合、当社（A株式会社）は支払対価として相手方（B株式会社）

に対して社債を発行することができる⁵⁸。この場合、当社（A株式会社）としては、相手方（B株式会社）に経営介入されない代わりに社債の利率を高くしたり、あるいは償還期限を長くすることになる。

(2)相手方（B株式会社）が将来的に、当社（A株式会社）が交付した支払対価の現金化を希望する場合

この場合、相手方（B株式会社）のZ事業部門を買収する支払対価として、当社（A株式会社）は相手方（B株式会社）へ取得請求権付株式を発行する。

取得請求権付株式とは、第2章でも述べたとおり、株主が会社に対して、その所有する株式の取得を請求することができる株式である⁵⁹。

したがって、相手方（B株式会社）が当社（A株式会社）に対し、受取対価として交付された当社（A株式会社）の株式を金銭によって買取請求ができるように株式の内容を定めればよい。これにより、株式市場に上場されておらず流動性のない中小企業の株式であっても、現金化することが可能となる。

さらに、この株式に配当優先権を付し、その代わりに議決権を制限して無議決権にすれば、条件付きながら相手方（B株式会社）が当社（A株式会社）の経営に介入できなくすることも可能となる。

(3)当社（A株式会社）の経営内容が悪化した場合に、相手方（B株式会社）が当社（A株式会社）へ経営介入をすることができるようにする場合

この場合、相手方（B株式会社）のZ事業部門を買収する支払対価として、当社（A株式会社）は相手方（B株式会社）へ新株予約権付社債を発行する。

新株予約権付社債とは、第2章でも述べたとおり、新株予約権が付された社債である⁶⁰。

したがって、新株予約権が行使されるまでは社債であるから、社債発行会社の経営に介入することはできない。しかし、新株予約権が行使されれば、社債発行会社の新株予約権付社債の社債権者から株主へ地位が変換し、社債発行会社の経営に介入する事が可能となる。

したがって、当社（A株式会社）が相手方（B株式会社）に対し支払対価として交付した新株予約権付社債の利息が約定通り支払われれば、相手方（B株式会社）としては問題ない。しかし、利息の支払が滞るなど、当社（A株式会社）の経営状態に問題が発生した場合には、相手方（B株式会社）は社債を株式に転換して当社（A株式会社）の経営に介入し、テコ入れを行うことができる。つまり、当社（A株式会社）は、常に緊張感をもって経営を行うことになる。

以上のように、ハイブリッド証券の種類を変えることで、相手方（B株式会社）が当社（A株式会社）の経営に関与する内容を選択することができるのである。

本論文では、上記(2)の場合を取り上げ、会社分割の具体的な手続とその会計処理について論じることとしたい。

第2項 設例の当社（A株式会社）における取得請求権付株式の発行準備手続について

設例では、はじめに、当社（A株式会社）の定款を変更してハイブリッド証券である取得請求権・配当優先権付無議決権株式を発行することができる状態にすることが必要である。なぜなら、一般的な中小企業が発行する株式は、譲渡制限が付されている普通株式だからである。

以下において、実際の手続を論じることとしたい。

(1)当社（A株式会社）の定款を変更するための株主総会の招集準備

取得請求権・配当優先権付無議決権株式（以下「種類株式」という。）を発行するには、株主総会の決議⁶¹により定款の変更を行い、定款にその旨を規定する必要がある⁶²。

株主総会を招集するには、株主総会の日の2週間前までに取締役が株主に対して招集通知を送付することとされている⁶³。

次の【書式1】は、当社（A株式会社）の株主総会の招集通知の例である。この招集通知により、当社が種類株式を発行しようとしていることがわかる。

なお、上場企業における株主総会の招集通知には、議案の内容に関する詳細な資料が添付される。その理由は、上場企業では多数の株主が存在するため、株主の全員が株主総会に出席することはなく、書面により議決権を行使することが多いため、判断材料が必要だからである。

一方、中小企業では、株主の数が少なく親

族であることが多いことから、株主が株主総会に出席して議決権を行使するため、簡略化された通知が許容される。

(2)当社（A株式会社）の定款を変更するための株主総会における議案の内容

(1)の招集通知を受けて開催される株主総会では、変更される定款条項の具体的な内容が審議されることになる。

【書式2】は、この株主総会において決議された各議案についての具体的内容を記載した議事録の例である。

以下では、【書式2】の臨時株主総会決議の結果変更された、当社（A株式会社）の定款に規定された種類株式の内容について検討することとしたい。

①株式会社が種類株式を発行することができる要件

株式会社が種類株式を発行するには、内容が異なる2種類以上の種類株式を発行できる

【書式1】当社（A株式会社）の株主総会の招集通知の例

平成○年○月○日

株主各位

札幌市北区北○条西○丁目○番○号

A株式会社

代表取締役 □□□□

第○回 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、第○回臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 平成○年○月○日（○曜日）午前10時

2. 場所 札幌市北区北○条西○丁目○番○号 当社本店会議室

3. 株主総会の目的事項

決議事項

第1号議案 種類株式発行のための当社の定款変更の件

（出典）三菱UFJ信託銀行証券代行部編『新株主総会実務なるほどQ&A〈平成20年版〉』中央経済社、2008年、52頁ほか（筆者修正加筆）。

【書式2】当社（A株式会社）の臨時株主総会議事録の例

臨時株主総会議事録

平成〇年〇月〇日午前10時、当社本店会議室において第〇回臨時株主総会を開催した。

株主の総数	2名
発行済株式の総数	1,000株
自己株式の数	0株
議決権を行使することができる株主の総数	2名
議決権を行使することができる株主の議決権の数	1,000個
出席した当該株主の数（委任状による出席を含む。）	2名
出席した当該株主の有する議決権の数	1,000個
出席取締役	□□□□（議長兼議事録作成者）

以上のとおり出席があったので、代表取締役□□□□は議長席につき、開会を宣するとともに下記議案の審議に入った。

第1号議案 種類株式発行のための当社の定款変更の件

議長は、当社が種類株式を発行するため、定款に下記の通り第〇条を新設し、第〇条以下の条数を繰り下げたい旨を述べ、その理由を詳細に説明した。

そして、その可否を議場に諮ったところ、満場一致でこれを承認可決した。

記

（発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容）

第〇条 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

- ①普通株式 2,000株
- ②種類株式 1,000株

2 当社の発行する各種類の株式の内容については、次のとおりとする。

①普通株式

(ア) 株式の譲渡制限

当社の発行する普通株式を譲渡により取得するには、当社の承認を要する。

②種類株式

(ア) 株式の譲渡制限

当社の発行する種類株式を譲渡により取得するには、当社の承認を要する。

(イ) 剰余金の配当

(i) 当社が剰余金の配当を行うときは、種類株式を有する株主（以下「種類株主」という。）に対し、普通株式を有する株主に先立ち、種類株式1株につき年500円の剰余金（以下「優先配当金」という。）を配当する。

(ii) ある事業年度において種類株主に対して支払う配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度に累積しない。

(iii) 種類株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(ウ) 議決権の制限

(i) 種類株主は、当社の株主総会において議決権を行使することができない。ただし、優先配当金に関する議案が定時株主総会に提出されな
いときはその総会の終結の時から、その議案が定時株主総会において

否決されたときはその総会の終結の時から、優先配当を受ける旨の決議のある時まで、種類株主は当社の株主総会において議決権を行使することができる。

- (ii) 当社が会社法第 322 条第 1 項第 2 号から第 13 号までに掲げる行為をするときは、種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(エ) 取得請求権

種類株主は、当社に対して種類株式を取得することを請求することができる。

- (i) 取得と引換えに種類株主に交付する財産の内容

取得の請求があった種類株式を取得するのと引換えに交付する財産は金銭とし、種類株式 1 株につき金 8 万円を交付する。

- (ii) 取得請求が可能な期間

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで。

以上をもって議事を終了したので、午前 10 時 30 分議長は閉会を宣するとともに、この議事を明確にするため、議長及び出席取締役は次に記名押印する。

平成〇年〇月〇日

A 株式会社 第〇回臨時株主総会

議長兼出席取締役 □□□□ ㊤

(出典) 土井万二他編集代表『会社法定款事例集 定款の作成及び認証、定款変更の実務詳解』日本加除出版、2009 年、142 頁ほか(筆者修正加筆)。

よう定款に規定することが必要である⁶⁴。

当社(A株式会社)の場合、定款の変更前には、譲渡制限が付されている普通株式を発行できるだけであったが、定款の変更により、「普通株式」と「種類株式」という 2 種類の株式が発行可能となる。

②当社(A株式会社)定款の「株式の譲渡制限に関する規定」について

【書式 2-1】当社(A株式会社)の臨時株主総会議事録中、「株式の譲渡制限に関する規定」の部分の抜粋

当社の発行する各種類の株式の内容については、次のとおりとする。

①普通株式

- (ア) 株式の譲渡制限

当社の発行する普通株式を譲渡により取得するには、当社の承認を要する。

②種類株式

- (ア) 株式の譲渡制限

当社の発行する種類株式を譲渡により取得するには、当社の承認を要する。

原則的に、株式会社における自社株式の譲渡は自由である。なぜなら、株式会社は不特定の投資家から資金を調達するために株式を発行するのであり、株式会社へ出資をした株主が投資をした資金を回収する機会を設けるため、自社株式に流動性が必要となるからである。

しかし、株式会社は定款に規定することにより、自社株式の自由な譲渡を制限することができる⁶⁵。一般に、中小企業が発行する株

式には、譲渡制限を付する場合が多い。その理由として、中小企業では株主の数が少数でその構成が変わることがほとんどないことや、会社にとって好ましくない第三者が会社の経営に参画することを防止することが挙げられる。当社（A株式会社）においては、普通株式及び種類株式につき譲渡制限を付している。

なお、株式の譲渡を承認する機関を具体的に定款に規定しない場合、取締役会又は株主総会が承認機関となる⁶⁶。

③当社（A株式会社）定款の「剰余金の優先配当に関する規定」について

【書式2-2】当社（A株式会社）の臨時株主総会議事録中、「剰余金の優先配当に関する規定」の部分の抜粋

当社の発行する各種類の株式の内容については、次のとおりとする。

②種類株式

(イ) 剰余金の配当

(i) 当社が剰余金の配当を行うときは、種類株式を有する株主（以下「種類株主」という。）に対し、普通株式を有する株主に先立ち、種類株式1株につき年500円の剰余金（以下「優先配当金」という。）を配当する。

(ii) ある事業年度において種類株主に対して支払う配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度に累積しない。

(iii) 種類株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

第2章においても論じたが、剰余金の配当は原則として、当該株式会社の株主が所有す

る株式数に応じて平等に行われる。しかし当社（A株式会社）は、次の④で述べるように、種類株主に対し、株主総会における議決権を制限する代わりとして、普通株式に優先して剰余金を配当するものである。

また、当社（A株式会社）の種類株式には、ある事業年度において種類株主に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないとき、その不足額を翌事業年度に持ち越さない「非累積型」であり、種類株主に対して優先配当金のみを配当する「非参加型」の内容が規定されている。

④当社（A株式会社）定款の「議決権の制限に関する規定」について

【書式2-3】当社（A株式会社）の臨時株主総会議事録中、「議決権の制限に関する規定」の部分の抜粋

当社の発行する各種類の株式の内容については、次のとおりとする。

②種類株式

(ウ) 議決権の制限

(i) 種類株主は、当社の株主総会において議決権を行使することができない。

ただし、優先配当金に関する議案が定時株主総会に提出されないときはその総会の終結の時から、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会終結の時から、優先配当を受ける旨の決議のある時まで、種類株主は当社の株主総会において議決権を行使することができる。

(ii) 当社が会社法第322条第1項第2号から第13号までに掲げる行為をするときは、種類株主を構成

員とする種類株主総会の決議を要しない。

株式会社は、株主総会において議決権を行使することが可能な事項について、内容の異なる株式を発行することができる⁶⁷。たとえば、「第1号議案の議決権は有するが、第2号議案の議決権は有しない。」あるいは「すべての議案について議決権を有しない。」などと規定することができる。また、議決権の制限解除の条件を定めることもできる⁶⁸。

当社（A株式会社）では、種類株式について剰余金の優先配当権を付すことで、普通株主総会におけるすべての議案について種類株主の議決権を制限し、完全無議決権化している。また、種類株主のみが決議をする種類株主総会⁶⁹における決議も不要とすることで、種類株主の議決権の制限をより確実なものとしている。

また当社（A株式会社）では、剰余金の優先配当ができない場合には、種類株主の普通株主総会における議決権が復活する旨を規定しており、当社（A株式会社）が緊張感を持って事業を推進する契機となっている。

⑤当社（A株式会社）の「取得請求権に関する規定」について

【書式2-4】当社（A株式会社）の臨時株主総会議事録中、「取得請求権に関する規定」の部分の抜粋

当社の発行する各種類の株式の内容については、次のとおりとする。

②種類株式

(エ) 取得請求権

種類株主は、当社に対して種類株式を取得することを請求することができる。

(i) 取得と引換えに種類株主に交付

する財産の内容

取得の請求があった種類株式を取得するのと引換えに交付する財産は金銭とし、種類株式1株につき金8万円を交付する。

(ii) 取得請求が可能な期間

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで。

第2章において論じたとおり、取得請求権付株式は、株主が当該株式会社に対し、その所有株式の取得を請求できる権利が付いた株式である。そのため、種類株主には、非上場の流動性に乏しい中小企業の株式であっても、当該株式会社に対する投下資本を回収できるメリットがある。

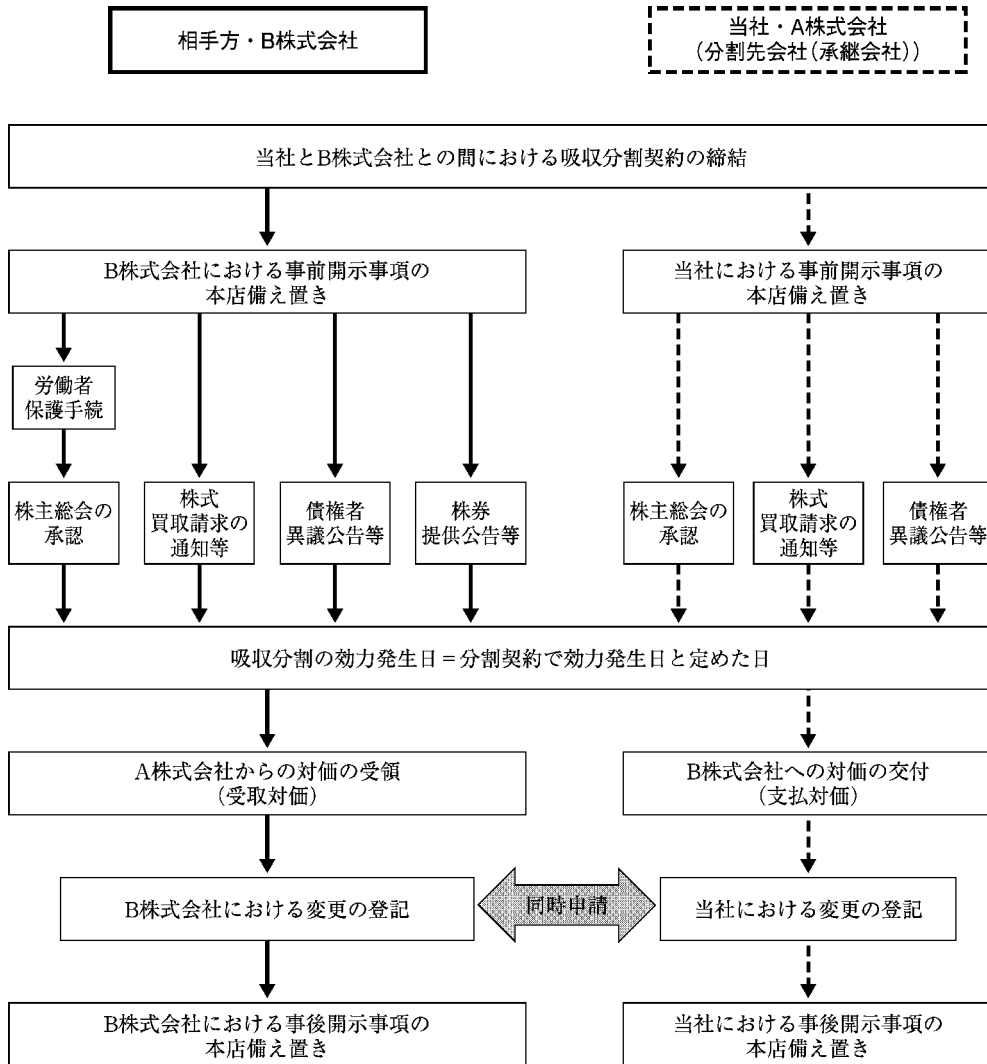
当社（A株式会社）では、種類株主が当社に対して取得請求権を行使した場合、当社（A株式会社）から種類株主に対して支払う対価の種類は現金である。支払対価が現金であれば、種類株主と当社（A株式会社）との関係は完全に切断される。

仮に、支払対価を当社（A株式会社）の社債とすれば、種類株主の身分が社債権者の身分へと転換し、種類株主の当社（A株式会社）に対する議決権が消滅することで、種類株主の当社（A株式会社）に対する経営介入権が消滅する。また、支払対価を新株予約権付社債とすれば、将来の経営介入権を保有した社債権者の身分となる。

第3項 設例の当社（A株式会社）と相手方（B株式会社）における吸収分割契約締結の手続について

当社（A株式会社）が相手方（B株式会社）からZ事業部門を買い受けるための吸収分割契約締結のための手続は、以下のとおりとなる。なお、吸収分割手続の概要を【図表4】に示す。

【図表4】吸収分割手続の概要



（出典）納見哲三他著『「会社分割」を考えたときに初めに読む本』すばる舎、2010年、212頁（筆者修正加筆）。

(1) 当社（A株式会社）及び相手方（B株式会社）による吸収分割契約の締結

吸収分割手続を遂行するには、当社（A株式会社）及び相手方（B株式会社）の代表取締役が共同して吸収分割契約を締結し、吸収分割契約書を作成しなければならない^{70）}。なお、吸収分割は、分割元会社と既存の分割先会社（承継会社）との契約に基づいて行われ

るので「吸収分割契約書」を作成する。一方、新設分割は、分割元会社が新たに設立する会社に事業部門を移転する手続であり、契約の相手方がいないので、「新設分割計画書」を作成して手続を遂行することになる。

以下では、【書式3】「吸収分割契約書」の例及び【書式4】「承継権利義務明細表」の例により、設例の吸収分割契約における重要

【書式3】吸収分割契約書の例

吸収分割契約書

A株式会社（以下「A社」という。）とB株式会社（以下「B社」という。）は、B社の事業をA社が承継する吸収分割に関し、次のとおり契約する。

第1条（会社分割の方法）

A社は、吸収分割の方法により、B社からB社のZ事業部門に関する権利義務を承継し、B社はこれをA社に承継させる。

第2条（吸収分割の効力発生日）

吸収分割の効力発生日は、平成○年○月○日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、これを変更することができる。

第3条（承継する権利義務）

A社がB社から承継する権利義務の内容は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおり、Z事業部門に関する一切の資産、負債、契約上の地位、雇用契約その他の権利義務とする。

第4条（分割に際して発行する株式）

A社は、分割に際して発行する種類株式1,000株を、B社に対して交付する。

第5条（増加すべきA社の資本金及び準備金の額等）

A社が分割により増加する資本金、資本準備金、利益準備金及び任意積立金その他留保金の額は、次のとおりとする。

(1)資本金10,000,000円。

なお、分割後のA社の資本金の額は20,000,000円とする。

(2)資本準備金0円。

(3)利益準備金0円。

(4)任意積立金その他留保利益0円。

第6条（分割承認決議）

A社及びB社は、平成○年○月○日に、それぞれ分割承認株主総会を招集し、本契約書の承認及び分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、A社及びB社協議の上これを変更することができる。

第7条（会社財産の善管注意義務）

A社及びB社は、本契約締結後分割の効力発生日に至るまで、善良な管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめA社及びB社で協議の上これを実行する。

第8条（分割条件の変更及び分割契約の解除）

本契約締結の日から分割の効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、A社及びB社の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、A社及びB社が協議の上、分割条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定めるA社及びB社の分割承認株主総会の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（本契約書に定めのない事項）

本契約書に定める事項のほか、分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、A社及びB社で協議の上これを定める。

以上のとおり契約したので本書1通を作成し、A社が原本を保有し、B社が原本の写しを保有する。

平成○年○月○日

札幌市北区北○条西○丁目○番○号

A株式会社

代表取締役 □□□□ ㊟

札幌市中央区南○条東○丁目○番○号

B株式会社

代表取締役 △△△△ ㊟

- (出典)・今中利昭編集代表『会社分割の理論・実務と書式〔第5版〕』民事法研究会、2010年、149頁ほか（筆者修正加筆）。
・金子登志雄『親子兄弟会社の組織再編の実務』中央経済社、2011年、235頁ほか（筆者修正加筆）。

【書式4】吸収分割契約書第3条の「承継権利義務明細表」の例

承継権利義務明細表

1 資産及び負債

(1)流動資産

①売掛金 503,651 円

②棚卸資産 845,618 円

(内訳) 商品○△ 385,169 円

商品□△ 460,449 円

(2)有形固定資産

①土地 7,488,450 円

(札幌市東区北○条東○丁目○番○, 雑種地, ○○m²)

②建物 2,164,500 円

(札幌市東区北○条東○丁目○番地○, 家屋番号○番○, 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建, 床面積○○m²○○)

③機械器具 521,880 円

(内訳) 機械××× (××社製, 製造番号×××) 385,624 円

機械△△△ (△△社製, 製造番号×××) 136,256 円

(3)固定負債

①長期借入金 4,500,000 円

(平成○年○月○日金銭消費貸借契約分, 債権者株式会社○○銀行)

2 債権債務

本契約書により分割すべき事業部門に関する債権債務その他契約関係全てをA社が承継することとする。

3 労働契約上の権利義務

本契約書により分割すべき事業部門に従事するB社の従業員は、吸収分割の効力発生日において全員A社が引き継ぎ、以後A社の従業員として雇用する。

なお、B社における勤続年数はA社において通算する。

- (出典) 今中利昭編集代表『会社分割の理論・実務と書式〔第5版〕』民事法研究会、2010年、152頁（筆者修正加筆）。

な論点について論じることとしたい。

また、会計上の仕訳については、後述する第4項「設例の吸収分割契約における対価の授受とその会計処理」において説明することとしたい。

- ①吸収分割契約書第4条「分割に際して発行する株式」及び第5条「増加すべきA社の資本金及び準備金の額等」について

【書式3-1】吸収分割契約書中、第4条「分割に際して発行する株式」及び第5条「増加すべきA社の資本金及び準備金の額等」の部分の抜粋

第4条（分割に際して発行する株式）

A社は、分割に際して発行する種類株式1,000株を、B社に対して交付する。

第5条（増加すべきA社の資本金及び準備金の額等）

A社が分割により増加する資本金、資本準備金、利益準備金及び任意積立金その他留保金の額は、次のとおりとする。

(1)資本金 10,000,000円。

なお、分割後のA社の資本金の額は20,000,000円とする。

(2)資本準備金 0円。

(3)利益準備金 0円。

(4)任意積立金その他留保利益 0円。

吸収分割契約で、支払対価を分割先会社（承継会社）の株式とする場合、発行する株式の種類、種類ごとの数、分割先会社（承継会社）の資本金及び準備金の額に関する事項を定めなければならない⁷¹。

本来、当社（A株式会社）は、相手方（B株式会社）から承継する正味財産（資産から負債を差し引いた額）相当額で資本金や準備金が増加すべきである。しかし、資本金や準備

金を増加させず、正味財産相当額を剰余金として計上することも可能である。このため、当社（A株式会社）の株式を相手方（B株式会社）への支払対価とする場合、当社（A株式会社）の資本金や準備金の増加の有無を明確にする必要がある⁷²。

設例では、種類株式1,000株の発行価額を1,000万円とし、その全額を資本金の増加額としている。

- ②吸収分割契約書第3条「承継する権利義務」及び「承継権利義務明細表」について

【書式3-2】吸収分割契約書中、第3条「承継する権利義務」の部分の抜粋

第3条（承継する権利義務）

A社がB社から承継する権利義務の内容は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおり、Z事業部門に関する一切の資産、負債、契約上の地位、雇用契約その他の権利義務とする。

本条は、当社（A株式会社）が相手方（B株式会社）から承継するZ事業部門に関する権利義務についての条項である。その具体的な内容は、「承継権利義務明細表」に記載される。

この吸収分割契約書は、【図表3】にあるとおり、当社（A株式会社）及び相手方（B株式会社）の本店に備え置き、事前開示書面として両社の株主及び会社債権者の閲覧要求に応じる必要がある⁷³。そして、吸収分割契約書の内容によって、会社債権者は異議申述⁷⁴や吸収分割無効の訴え⁷⁵の提起を行うことができる。

また、【書式4】の「承継権利義務明細表」は、相手方（B株式会社）から当社（A株式会社）へ移転する権利義務に関する財産目録

の性質を持つものである。

【書式4-1】承継権利義務明細表中、「1 資産及び負債」の部分の抜粋

1 資産及び負債

(1)流動資産

- ①売掛金 503,651 円
- ②棚卸資産 845,618 円
(内訳) 商品○△ 385,169 円
商品□△ 460,449 円

(2)有形固定資産

- ①土地 7,488,450 円
(札幌市東区北○条東○丁目○番○, 雑種地, ○○m²)
- ②建物 2,164,500 円
(札幌市東区北○条東○丁目○番地○, 家屋番号○番○, 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建, 床面積○○m²○○)
- ③機械器具 521,880 円
(内訳) 機械××× (××社製, 製造番号×××) 385,624 円
機械△△△ (△△社製, 製造番号×××) 136,256 円

(3)固定負債

- ①長期借入金 4,500,000 円
(平成○年○月○日金銭消費貸借契約分, 債権者株式会社○○銀行)

【書式4-1】は、相手方（B株式会社）のZ事業部門に関連する貸借対照表上の資産及び負債の金額（帳簿上の価格）である。そして、当社（A株式会社）は、吸収分割契約書第2条に規定する吸収分割の効力発生日に、これらの金額で資産及び負債を承継することになる。

【書式4-2】承継権利義務明細表中、「2 債権債務」の部分の抜粋

2 債権債務

本契約書により分割すべき事業部門に関する債権債務その他契約関係全てをA社が承継することとする。

【書式4-2】は、当社（A株式会社）が相手方（B株式会社）から、Z事業部門に関する債権債務関係を承継する旨の規定である。

第2節第2項(1)で述べたとおり、会社分割は、分割先会社（承継会社）である当社（A株式会社）が、分割対象となる事業部門に関する権利義務を一括して分割元会社である相手方（B株式会社）から承継する包括承継である⁷⁶。したがって、権利義務の相手方の同意の有無にかかわらず、これらの権利義務は、分割先会社（承継会社）である当社（A株式会社）が承継することとなる。

【書式4-3】承継権利義務明細表中、「3 労働契約上の権利義務」の部分の抜粋

3 労働契約上の権利義務

本契約書により分割すべき事業部門に従事するB社の従業員は、吸収分割の効力発生日において全員A社が引き継ぎ、以後A社の従業員として雇用する。

なお、B社における勤続年数はA社において通算する。

【書式4-3】は、当社（A株式会社）が相手方（B株式会社）から、Z事業部門に従事する従業員を承継する旨の規定である。

会社分割は、分割先会社（承継会社）である当社（A株式会社）が、分割対象となる事業部門に関する権利義務を一括して分割元会

社である相手方（Ｂ株式会社）から承継する包括承継であることは前に述べたとおりである。したがって、原則的に、分割元会社である相手方（Ｂ株式会社）の従業員には、「使用者は、労働者の承諾を得なければ、その権利を第三者に譲り渡すことができない。」⁷⁷とする民法の規定の適用はない、ということになる。

しかし、相手方（Ｂ株式会社）の従業員の身分を保護する必要があることから、会社分割に伴う労働契約の承継については、労働契約承継法⁷⁸及び労働契約承継法施行規則⁷⁹がその手続を規定する。すなわち、相手方（Ｂ株式会社）における吸収分割契約承認のための株主総会開催日の前に⁸⁰、労働契約承継法及び労働契約承継法施行規則に規定する通知事項⁸¹を下記①及び②の従業員に通知し、その内容に異議のある従業員は、会社に対して異議を申し出ることができるとするものである。

- ①当社（Ａ株式会社）が承継するＺ事業部門に専ら従事している相手方（Ｂ株式会社）の従業員が⁸²、吸収分割契約によって当社（Ａ株式会社）へ移籍する対象から除外されている場合には、当該従業員がそのことに対して異議を述べれば、当該従業員の当社（Ａ株式会社）への移籍が当然に認められる⁸³。
- ②当社（Ａ株式会社）が、吸収分割契約によって承継しない事業部門に従事している相手方（Ｂ株式会社）従業員が、吸収分割契約によって当社（Ａ株式会社）へ移籍する対象とされている場合には、当該従業員がそのことに対して異議を述べれば、当該従業員は移籍の対象から当然に除外される⁸⁴。

- (2)当社（Ａ株式会社）及び相手方（Ｂ株式会社）における事前開示事項の本店備え置き

吸収分割の当事者である当社（Ａ株式会社）及び相手方（Ｂ株式会社）は、両社の株主が会社分割契約を承認するか否か、また、両社の債権者が吸収分割に対して異議を述べるか否か等についての判断に必要な情報を提供するため、吸収分割契約の内容、分割対価の定め相当性に関する事項その他の法定事前開示事項⁸⁵を、原則として吸収分割契約承認のために開催される両社の株主総会の２週間前に、両社の本店に備え置かなければならない⁸⁶。

なお、設例のように、当社（Ａ株式会社）が相手方（Ｂ株式会社）へ交付する支払対価が当社（Ａ株式会社）の種類株式である場合は、分割対価の定め相当性に関する事項は、

- ①交付する株式の種類、
 - ②交付する株式の数又はその算定方法、
 - ③当社（Ａ株式会社）の資本金及び準備金の額に関する事項、
- である⁸⁷。

- (3)当社（Ａ株式会社）及び相手方（Ｂ株式会社）の株主総会による吸収分割契約の承認

吸収分割契約を履行するためには、当社（Ａ株式会社）及び相手方（Ｂ株式会社）において株主総会を開催して吸収分割契約の承認を受ける必要がある。この承認は、吸収分割契約書第２条の効力発生日の前日までに受ける必要がある⁸⁸。

また、この承認に必要な株主総会の決議は、特別決議によらなければならない⁸⁹。

- (4)当社（Ａ株式会社）及び相手方（Ｂ株式会社）の債権者に対する保護手続

吸収分割では、分割元会社について権利義務の移転が発生するため、その結果として、

両社の財務状態に変化を及ぼす可能性がある。したがって、分割元会社及び分割先会社（承継会社）に対する債権者の権利保全に影響を及ぼす可能性が出てくる。

そのため、当社（A株式会社）及び相手方（B株式会社）は、次の通りに吸収分割契約に関する所定の事項を公告又は個別に催告し、吸収分割契約に対する異議を述べる機会を与えなければならない⁹⁰。

①分割先会社（承継会社）である当社（A株式会社）では、すべての債権者に対して公告又は個別に催告を行う。

②分割元会社である相手方（B株式会社）では、吸収分割後の分割元会社に対して債務の履行を請求できなくなる債権者に対して公告又は個別に催告を行う。

(5)当社（A株式会社）から相手方（B株式会社）への支払対価の交付と登記手続
当社（A株式会社）は、相手方（B株式会社）からZ事業部門を買収する対価として、吸収分割契約書第2条の吸収分割の効力発生日に種類株式を1,000株発行し、相手方（B

株式会社）に対して支払う。一方、相手方（B株式会社）は、当社（A株式会社）に対してZ事業部門を売却する対価として、吸収分割契約書第2条の吸収分割の効力発生日に種類株式1,000株を受け取る。

したがって、対価の授受に伴い、当社（A株式会社）及び相手方（B株式会社）の登記すべき事項に変更が生じる場合、その変更登記を行う必要がある⁹¹。

設例では、以下のとおり変更登記を行うことになる。

①当社（A株式会社）は、吸収分割により種類株式を発行し、その結果として資本金の額が増加するので、その変更登記を行う。なお、当社（A株式会社）の変更登記の申請書は【書式5】のとおりである。

②相手方（B株式会社）は、分割をした旨及び分割先会社（承継会社）である当社（A株式会社）の商号及び本店所在地を登記する⁹²。なお、相手方（B株式会社）の変更登記の申請書は【書式6】のとおりである。

【書式5】当社（A株式会社）の変更登記申請書の例

株式会社変更登記申請書	
1 商号	A株式会社
1 本店	札幌市北区北〇条西〇丁目〇番〇号
1 登記の事由	吸収分割による変更
1 登記すべき事項	平成〇年〇月〇日札幌市中央区南〇条東〇丁目〇番〇号 B株式会社から分割 同日次の通り変更 発行済株式の総数 1,200株 発行済各種の株式の数 普通株式 200株 種類株式 1,000株
1 課税標準金額	金1,000万円
1 登録免許税	金7万円
1 添付書類	吸収分割契約書 1通 株主総会議事録 2通 分割会社の登記事項証明書 1通 公告及び催告をしたことを証する書類 〇通

中小企業の会社分割会計の研究(倉本)

異議を述べた債権者はいない旨の上申書⁹³ ○通
資本金の額が会社法の規定に従って計上されたことを証
する書面⁹⁴ 1通
委任状 1通

上記の通り登記の申請をする。

平成○年○月○日

札幌市北区北○条西○丁目○番○号

A株式会社

札幌市北区北○条西○丁目○番○号

代表取締役 □□□□

札幌市南区南○条西○丁目○番○号

上記代理人 司法書士 ×××× ㊞

電話番号 011-○○○-○○○○

札幌法務局御中

- (出典)・今中利昭編集代表『会社分割の理論・実務と書式〔第5版〕』民事法研究会、2010年、485頁、487頁(筆者修正加筆)。
・酒井竜児編著『会社分割ハンドブック』商事法務、2011年、326頁、339頁(筆者修正加筆)。

【書式6】相手方(B株式会社)の変更登記申請書の例

株式会社変更登記申請書

- | | |
|-----------|---|
| 1 商号 | B株式会社 |
| 1 本店 | 札幌市中央区南○条東○丁目○番○号 |
| 1 登記の事由 | 吸収分割による変更 |
| 1 登記すべき事項 | 平成○年○月○日札幌市北区北○条西○丁目○番○号
A株式会社に分割 |
| 1 登録免許税 | 金3万円 |
| 1 添付書類 | 代表取締役の印鑑証明書(添付省略) ⁹⁵
委任状 1通 |

上記の通り登記の申請をする。

平成○年○月○日

札幌市中央区南○条東○丁目○番○号

B株式会社

札幌市中央区南○条東○丁目○番○号

代表取締役 △△△△

札幌市南区南○条西○丁目○番○号

上記代理人 司法書士 ×××× ㊞

電話番号 011-○○○-○○○○

札幌法務局御中

- (出典)・今中利昭編集代表『会社分割の理論・実務と書式〔第5版〕』民事法研究会、2010年、485頁、487頁(筆者修正加筆)。
・酒井竜児編著『会社分割ハンドブック』商事法務、2011年、326頁、339頁(筆者修正加筆)。

第4項 設例の吸収分割契約における対価の授受とその会計処理

設例における吸収分割手続では、当社（A株式会社）は相手方（B株式会社）から【書式4-1】で示した資産及び負債を取得する。そして、それらを取得することの対価として当社（A株式会社）は、この吸収分割契約の効力発生日に種類株式を発行し、相手方（B株式会社）に交付することになる。

設例では、当社（A株式会社）と相手方（B株式会社）の間には、当初から資本関係は存在しない。すなわち、両社の関係は親子会社⁹⁶でも関連会社⁹⁷でもないということである。

また、吸収分割後の相手方（B株式会社）は、当社（A株式会社）の経営に関して継続的な関与は行わない。すなわち、当社（A株式会社）は相手方（B株式会社）のZ事業部門に対して完全支配権を獲得することになる⁹⁸。

これらの内容を設例の前提として、以下検討することとしたい。

(1)大企業における会社分割の会計基準

はじめに、会社分割に関する会計処理を行う際に適用される基準等について確認することとしたい。

わが国の会社法は、会計の原則として「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」と規定する⁹⁹。さらに会社法は、会計帳簿の作成について、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」と規定する¹⁰⁰。そして、この法務省令とは、会社法施行規則¹⁰¹及び会社計算規則¹⁰²を指す。

会社法施行規則は、会社法が規定する会社分割の手続に必要な事項を定める。また、会社計算規則は、会社法が規定する会社分割の計算に必要な事項を定める。

しかし、会社法施行規則及び会社計算規則は、会社分割に関する具体的な会計処理の方法について規定してはいない¹⁰³。したがって、具体的な会計処理の方法については、別途、会計慣行である基準が必要となる。

そこでわが国では、会社分割に関する具体的な会計処理の方法を規定するため、次の会計基準及びそれらの会計基準の細則を定める適用指針を公表している。

- ①企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（2003年10月31日公表、2008年12月26日改正）
- ②企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」（2005年12月27日公表、2008年12月26日改正）
- ③企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（2005年12月27日公表、2008年12月26日最終改正）

ここで、①の「企業結合に関する会計基準」は、ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とを1つの報告単位に統合することを意味する「企業結合」に関する会計処理及び会計情報の開示に関する基準を定める¹⁰⁴。企業結合の形式としては、合併¹⁰⁵、会社分割、事業譲渡、株式交換¹⁰⁶、株式移転¹⁰⁷があり、報告単位の統合であるため、合併では吸収側の企業、会社分割では承継側の企業を主たる対象としている。これは、いわゆる「購入側」の会計基準といえよう。

また、②の「事業分離等に関する会計基準」は、会社分割や事業譲渡などの場合における事業を分離する分離元企業と分離先企業の会計処理や、当該企業の株主に係る会計処理などを定める¹⁰⁸。

さらに、③の「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」は、①の「企業結合に関する会計基準」及び②の「事業分離等に関する会計基準」の2つの会計基

準を適用する際の指針を定める¹⁰⁹。

これらの会計基準及び適用指針は、主に金融商品取引法が要請するものである。金融商品取引法の目的の1つに、投資者を保護するために企業内容等の開示の制度を整備することが規定されている¹¹⁰。すなわち、投資者が合理的に投資判断できるようにするため、有価証券の発行者に対し、発行される有価証券に関する情報及び発行者の企業内容に関する情報を開示させるとともに、有価証券の発行後も継続的に発行者の企業内容に関する情報を開示させることとしている¹¹¹。

このうち「有価証券届出書」は、原則として1億円以上の有価証券の募集¹¹²又は売出し¹¹³を行う際に会社が内閣総理大臣に提出する届出書であり¹¹⁴、募集又は売出しされる有価証券に関する情報(証券情報)と、募集又は売出しされる有価証券の発行企業に関する情報(企業情報)からなる¹¹⁵。また、年次の「有価証券報告書」は、証券取引所に上場されている上場会社、有価証券届出書を提出した会社等が、事業年度終了後3か月以内に内閣総理大臣への提出を義務づけられている定期報告書であり¹¹⁶、会社の概況、事業の概況、経理の状況、株式の状況等が記載されている¹¹⁷。

また、金融商品取引法は、有価証券報告書に含まれる財務諸表については、公認会計士又は監査法人による監査を受けることを義務付け¹¹⁸、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に従い作成される必要があり¹¹⁹、それに該当するものが列挙されている¹²⁰。

このように、これらの会計基準及び適用指針は、大規模に投資者を募集して資金調達をしようとする会社や、証券取引所に上場し幅広く一般投資家から資金を調達しようとする会社の上場維持のために適用されるものである。

(2)中小企業における会社分割の会計基準

会社法、会社法施行規則及び会社計算規則は、会社の規模の大小にかかわらず適用されるので、中小企業にも当然に適用される。それでは、中小企業に適用されるべき「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」¹²¹とは何か。

これについて、「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」¹²²は「中小企業の会計に関する指針(以下「中小企業会計指針」という。)」(平成17年8月1日公表、平成23年7月20日最終改正)を公表している¹²³。この指針は、中小企業が計算書類を作成するにあたり拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すことを目的とし、本指針に拠り計算書類を作成することを推奨している¹²⁴。

中小企業会計指針は、「企業の提供する会計情報には、本来投資家の意思決定を支援する役割や、利害関係者の利害調整に資する役割を果たすことが期待されている」¹²⁵とし、この役割は大企業でも中小企業でも変わらないとする。そして、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるように、同じ会計基準が適用されるべきであるとする。

もっとも、中小企業では一般投資家のために投資の意思決定に利用する会計情報を提供することは少なく、配当制限や課税所得計算などの利害調整のために利用する目的が大きい。さらに、経営者自らが企業の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に活用する目的も大きいと考えられる。したがって、中小企業会計指針ではその点も考慮して、中小企業が拠ることが望ましい会計処理や注記等を示している¹²⁶。

この中小企業会計指針は、確かに中小企業の会計に関するものであるが、あくまで指針であり、中小企業にとって唯一の会計慣行であることを意味しない。それは、この指針が、法人税で定める処理を会計処理として適用できる場合を定めていることから確認でき

る¹²⁷。さらに、中小企業が作成する計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表¹²⁸）の利用者はごく少数の株主、金融機関、取引先、税務当局などに限定されることや、中小企業の経理の体制が大企業と比較して貧弱であること等から、中小企業会計指針すらも中小企業にとって負担であるとする意見もある¹²⁹。

しかし、インターネットの普及は、中小企業の商圏すらボーダレス化させてしまった。そのため、他社との競争が激化する反面、企業自身の事業内容及び財務内容に価値がある場合には、当該事業部門又は企業自体が売買の対象となるケースも増加する。その場合、当該企業の会計情報の透明化及び適正化は必須条件となり、そのためには相応の会計基準に準拠して会計処理をする必要がある。

企業結合に関する会計基準、事業分離等に関する会計基準、企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針等の大企業に適用される会計基準や適用指針であっても改正を繰り返しており、完成されたものとはいえない。また、中小企業会計指針は「指針」であり、中小企業の会計処理がこの指針に拘束されるわけではない。このことは、会計基準や適用指針を超えて、中小企業の会計がより高質で透明性の高いものに昇華する可能性を有していることを意味していると筆者は主張したい。

(3) 当社（A株式会社）における会計処理と貸借対照表の表示

本節第3項(5)において述べたが、当社（A株式会社）は相手方（B株式会社）からZ事業部門を買収し、その対価として種類株式を1,000株発行して相手方（B株式会社）に対して支払っている。ここで、相手方（B株式会社）から買収するZ事業部門に関する資産及び負債の帳簿価額を確認のため再掲する（ただし、内訳等の情報は省略する。）。

[流動資産]

売掛金	503,651 円
棚卸資産	845,618 円

[有形固定資産]

土地	7,488,450 円
建物	2,164,500 円
機械器具	521,880 円

[固定負債]

長期借入金	4,500,000 円
-------	-------------

設例では、当社（A株式会社）は相手方（B株式会社）のZ事業部門を「取得」する。したがって、当社（A株式会社）は相手方（B株式会社）から、Z事業部門に関する資産及び負債を、吸収分割の効力発生日における時価により受入れることが原則となる¹³⁰。

しかし、

①吸収分割の効力発生日の時価と相手方（B株式会社）の適正な帳簿価額との間に重要な差異がないと見込まれるとき、

②時価の算定が困難なとき、

には、当社（A株式会社）は相手方（B株式会社）の適正な帳簿価額で受入れることができる。

ここで問題なのは、中小企業が所有する資産及び負債の時価を容易に算定することができるのか、時価と適正な帳簿価格との間に重要な差異があるのか、ということである。

この点を、Z事業部門の資産及び負債について考えてみたい。

(i) 相手方（B株式会社）の売掛金に関しては、事業年度末において、過去の貸倒実績率などの経験に基づいて見積算定された貸倒引当金が貸借対照表に計上されている。

したがって、この売掛金の時価と貸借対照表上の売掛金と貸倒引当金の差額との間に重要な差異はないといえる。

(ii) 相手方（B株式会社）の棚卸資産に関しては、事業年度末において、実地棚卸による棚卸減耗を確認し、取得原価と正

味売却価額¹³¹との差額を当期の費用として処理している¹³²。

したがって、棚卸資産の時価と貸借対照表価額との間に重要な差異はないといえる。

- (iii) 相手方（B株式会社）の土地に関しては、取得原価が帳簿価額となり、減価償却されることはない。ここで、中小企業が所有する土地の収益性が低下し、投資額の回収が見込めなければ、その取得原価から相当の減額をする必要がある¹³³。そして、固定資産の減損処理については、「企業会計基準適用指針第6号 固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（2003年10月31日公表，2009年3月27日最終改正）がある。

もっとも、事業年度末の土地の評価に関して「低価基準」を採用すれば、土地の時価が低下した場合に、事業年度末における帳簿価額を切り下げることができ、結果として保守的な会計処理を行なっている¹³⁴。

したがって、土地の時価と貸借対照表価額との間に重要な差異はないといえる。

- (iv) 相手方（B株式会社）の建物及び機械器具に関しては、物理的な原因（例えば、使用による減耗摩耗，自然老朽化）や機能的な原因（例えば、発明や新技術の発見等による陳腐化）による減価を会計上適切に認識するため、事業年度末に建物及び機械器具の耐用年数にわたり一定の方法で配分する減価償却手続を行なっている。

したがって、建物及び機械器具の時価と貸借対照表価額との間に重要な差異はないといえる。

- (v) 相手方（B株式会社）の長期借入金に関しては、貸借対照表価額として債務額を付しているの¹³⁵、長期借入金の時価と貸借対照表価額との間に重要な差異

はないといえる。

以上から、設例において、相手方（B株式会社）から買収するZ事業部門に関する資産及び負債の帳簿価額は適正な時価相当額であると考えられる。これは、中小企業会計指針における時価を意味し、パーチェス法によることを意味する¹³⁶。

なお、相手方（B株式会社）へ支払対価として交付する当社（A株式会社）の種類株式の発行価額1,000万円の算出根拠については、その相当性を明らかにして本節第3項(2)で述べた事前備置書類とする必要がある¹³⁷。その算出は、当社（A株式会社）の企業価値を基に行うことになる。中小企業の企業価値の算出については、今後の研究課題としたい。

ここで、当社（A株式会社）の吸収分割契約の効力発生日における買収した資産、負債及び交付した支払対価の種類株式の貸借対照表の表示は、以下のとおりとなる。

【図表5】当社（A株式会社）の吸収分割契約に係る仕訳と貸借対照表の表示

【資産の部】		【負債の部】	
売掛金	503,651	長期借入金	4,500,000
棚卸資産	845,618	【純資産の部】	資本金 10,000,000
土地	7,488,450		
建物	2,164,500		
機械器具	521,880		
のれん	2,975,901		

設例では、相手方（B株式会社）から受入れた正味財産（資産－負債の価額）は7,024,099円であり、当社（A株式会社）が交付した支払対価の価額は10,000,000円であるから、当社（A株式会社）はその差額2,975,901円分多く相手方（B株式会社）へ支払うことになる。

この差額は「のれん」とされ¹³⁸、設例では資産の部に計上される。これは、当社（A株式会社）が相手方（B株式会社）から買収したZ事業部門について、そのノウハウ、資

産価値、当社（A株式会社）の事業とのマッチング等の超過収益要因を評価したことを表している。

(4)相手方（B株式会社）における会計処理

相手方（B株式会社）は、吸収分割契約の効力発生日に、自社のZ事業部門に関する資産及び負債を当社（A株式会社）に売却し、その対価として当社（A株式会社）の種類株式の交付を受けた。

この場合の相手方（B株式会社）における会計上の仕訳を表すと、以下のようになる。

〔借方〕 長期借入金	4,500,000
投資有価証券	10,000,000
〔貸方〕 売掛金	503,651
棚卸資産	845,618
土地	7,488,450
建物	2,164,500
機械器具	521,880
Z事業部門移転益	2,975,901

設例の相手方（B株式会社）のように、Z事業部門を当社（A株式会社）に売却し、その対価として当社（A株式会社）の議決権のない種類株式の交付を受けた場合、相手方（B株式会社）はZ事業部門に関与しないことになる。したがって、売却したZ事業部門の適正な時価相当額としての正味財産額と当社（A株式会社）からの受取対価額の差額は、移転損益として認識されることになる¹³⁹。

なお、(3)で、Z事業部門の資産及び負債を受入れる当社（A株式会社）の会計処理はパーチェス法によると述べたが、パーチェス法は資産及び負債を受入れる会社側の評価基準のことである。したがって、相手方（B株式会社）のように、資産及び負債を分離する会社側の評価基準は、いわば「セールズ法」と称されるべきである。

(5)会社分割と税制

法人が自社で所有する資産を譲渡する場合、有償無償にかかわらず時価で当該資産の譲渡があったものとして、その移転資産の譲渡損益の計上を行うのが原則である¹⁴⁰。しかし、企業の組織再編手続に関して、その内容の如何にかかわらず譲渡益課税を行えば、組織再編手続が利用されない可能性がある。

そこで、一定の要件が満たされていれば、譲渡資産を譲渡元会社の帳簿価格で承継し、譲渡損益の計上を繰り延べる事ができるとされている。これは、会社分割では適格分割と呼ばれている¹⁴¹。また、譲渡資産を帳簿価格で移転することは、企業会計の実務では持分プーリング法あるいは簿価引継法と呼ばれている。

適格分割と認められるための要件は法人税法及び法人税法施行令等に規定されるが、その概要は、分割元会社と分割先会社（新設会社又は承継会社）との間に一定の支配関係がある場合あるいは分割元会社と分割先会社（新設会社又は承継会社）が共同事業を営む場合に適格分割とすることができるものである¹⁴²。

もっとも、会社の発展のために資産の含み益を実現させる必要がある場合もあるであろうし、会社に税法上の繰越欠損金がある場合には、売却益と繰越欠損金を相殺することで結果的に税金が発生しない場合もある。

「はじめに税制ありき」で会社分割のスキームを構築すると、会社分割の当初の目的が達成できなくなるおそれがある。資産及び負債を時価で取扱うことにより売却益を実現させてでも会社分割制度を活用しようとする経営陣の姿勢こそが、経営管理能力を十分に発揮しようとしている証といえる。

第4章 中小企業のハイブリッド証券発行時の資本性評価と貸借対照表の表示

本章では、発行されたハイブリッド証券が有する資本性比率の評価方法を検討するとともに、その資本性比率を加味してハイブリッド証券を貸借対照表に表示する方法を研究することとしたい。

第1節 ハイブリッド証券発行時の貸借対照表の原則的表示

第1項 普通株式及び普通社債発行時の貸借対照表の表示

中小企業が、公募増資、第三者割当増資¹⁴³又は株主割当増資により普通株式を発行した場合、株式発行会社の貸借対照表に次のように表示する。

【図表6】中小企業が普通株式を発行した場合の仕訳と貸借対照表の表示

【資産の部】		【純資産の部】	
流動資産		株主資本	
預金	100	資本金	100

なお、この仕訳と表示は、株式の払込価額の全額が資本金となった場合である。

【図表6】のように、発行された普通株式は、「純資産の部」株主資本¹⁴⁴の「資本金」として表示することになる。

一方、中小企業が普通社債を発行した場合、社債発行会社の貸借対照表に次のように表示する。

【図表7】中小企業が普通社債を発行した場合の仕訳と貸借対照表の表示

【資産の部】		【負債の部】	
流動資産		固定負債	
預金	100	社債	100

普通社債を発行した場合の仕訳と表示は【図表7】のようになり、発行した普通社債は、「負債の部」固定負債¹⁴⁵の「社債」として表示することになる。

第2項 ハイブリッド証券発行時の貸借対照表の表示

それでは、負債と資本（普通株式）の両者の性質を併せ持つハイブリッド証券を発行した場合は、発行会社の貸借対照表にどのように表示するか。

例えば、第3章の設例では種類株式が発行され、その場合の仕訳と貸借対照表の表示を【図表5】で示した。

このように、優先株式、議決権制限株式、取得請求権付株式、全部取得条項付種類株式等の種類株式を発行する場合、現在の会計基準では普通株式を発行する場合と同様に、「純資産の部」株主資本の「資本金」として表示することになる。

また、劣後債や永久債を発行する場合の発行会社の貸借対照表の表示についても、現在の会計基準では普通社債と同様に、「負債の部」固定負債の「社債」として表示することになる。

次に、ハイブリッド証券の一種である新株予約権付社債を発行した場合を考える。新株予約権付社債発行会社の会計処理については、現在、以下の会計基準及び適用指針で定めている。

①企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（1999年1月22日公表、2008年3月10日最終改正）

②企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（2007年4月25日公表、2008年12月26日修正）

そもそも金融商品とは、金融資産（例えば、現金預金、受取手形、売掛金、貸付金、株式

等の有価証券など）、金融負債（例えば、支払手形、買掛金、借入金、社債等の金銭債務など）、複数の金融資産又は金融負債が組み合わされている複合金融商品（ハイブリッド証券）を総称するものである¹⁴⁶。そして、①の会計基準（以下「金融商品会計基準」という。）及び②の適用指針（以下「金融商品会計基準適用指針」という。）において、以下のように新株予約権付社債の発行会社側の会計処理方法を定めている¹⁴⁷。

- (i) 新株予約権付社債の発行に伴う払込金額を、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分しないで処理する方法であり、一括法という。

この場合の貸借対照表の仕訳と表示は、次のようになる。

【図表 8】中小企業が新株予約権付社債を発行した場合の仕訳と貸借対照表の表示（一括法の場合）

【資産の部】		【負債の部】	
流動資産		固定負債	
預金	100	新株予約権付社債	100

- (ii) 新株予約権付社債の発行に伴う払込金額を、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分した上で、社債の対価部分は普通社債の発行に準じて処理し、新株予約権の対価部分は新株予約権の発行者側の会計処理に準じて処理する方法であり、区分法という。

この場合、発行会社が社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分する方法には、(a)社債及び新株予約権の払込金額又はそれらの合理的な見積額の比率で配分する方法と、(b)算定が容易な一方の対価を決定し、これを払込金額から差し引いて他方の対価を算定する方法がある¹⁴⁸。

この場合の貸借対照表の仕訳と表示は、

次のようになる。

【図表 9】中小企業が新株予約権付社債を発行した場合の仕訳と貸借対照表の表示（区分法の場合）

【資産の部】		【負債の部】	
流動資産		固定負債	
預金	100	社債	90
		【純資産の部】	
		新株予約権	10

もっとも、実務上は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分することは困難である。

第2節 ハイブリッド証券の評価

第1項 ハイブリッド証券の資本性の評価

これまで述べてきたように、ハイブリッド証券を発行するためには株主総会の特別決議等の手続が必要となる。したがって、証券取引所に上場されておらず株式の譲渡制限が付されているため株主の変動が小さく、また株主の数も多くないといった条件下にある中小企業においてこそハイブリッド証券を活用しやすいと筆者は主張したい。

中小企業が経営を持続していくために必要なことの1つとして、自己資本を充実させることにより「信用力」を高めることが挙げられる。なぜなら、自己資本を充実させることは、中小企業に関係するステークホルダー（債権者、従業員、株主など会社に対して各種の権利を有する関係者）にとって、中小企業の自己資本が彼らの権利実現のための担保の役目を果たすからである。自己資本額の充実、企業経営の根本目標であるともいえる¹⁴⁹。

したがって、中小企業が発行したハイブリッド証券において、資本としての性質をどの程度有するかということは、中小企業の経営の持続にとって重要な要素の1つとなる。そこで、ハイブリッド証券の資本性を評価す

るために、格付会社が行なっている手法を活用すべく、その内容を確認したい。

そもそも格付は、米国において、債権者や投資家が債務者や投資先に対してより精度の高い信用リスク情報を獲得したいというニーズに応えるため、信用調査会社による「商業貸付（銀行ローン等）格付」や「債券格付」として始まった。また、世界的に社債などの証券によるファイナンスが広がり、世界各国の証券市場において投資情報としての格付情報が必要となったため、金融市場の中心である米国の格付システムが世界に広がった¹⁵⁰。

そして日本では、従来、金融商品取引法に基づく開示制度等において利用される格付機関を明らかにするために、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定する「指定格付機関制度」¹⁵¹を採用してきた。

しかし、金融商品取引法等の一部を改正する法律¹⁵²の施行（2010年4月1日）により「信用格付業者制度」が創設され、信用格付業を行なおうとする者はその登録を行うことが必要となった。なお、2010年12月17日現在でこの登録を行っている業者は、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・ジャパン株式会社、ムーディーズ SF ジャパン株式会社、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社、株式会社格付投資情報センター、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社の6社である。

格付会社がハイブリッド証券を評価する場合、主にそのハイブリッド証券が有している資本性、すなわち普通株式が有する性質にどれだけ近似しているかに着目している。その理由は、普通株が発行会社の信用力という観点から見て、満期がないという点で最善の資金調達手段だからである。

ここで、普通株式が有する主な性質を確認すると、

- ①元本の返済に満期がないこと、
 - ②経営者の判断で毎期の配当額が決定されること、
 - ③株主の残余財産分配請求権は、すべての債権者に劣後すること、
- である（第2章第1節第2項「貸借対照表における「資本」の概念」）。

格付会社は、独自の基準をもってハイブリッド証券の資本性を評価している。そして、その評価は、上記①から③の性質を総合的に判断して行なっている。

したがって、ハイブリッド証券の内容が①から③の性質に近ければ近いほど、そのハイブリッド証券は普通株式との近似性が高く、その結果として、そのハイブリッド証券の資本性が高いという評価になり格付が上がることになる。

格付会社は、普通株式が有する①から③の性質とハイブリッド証券が有する性質との近似性を、以下の観点から評価している¹⁵³。

(1)元本の返済に満期がないこと

普通株式が持つ満期がないというメリットをハイブリッド証券が備えるとすれば、その償還期限は永久であることが最も望ましい。なぜなら、ハイブリッド証券に満期がなければ、証券発行会社にとっては財務戦略を立てる上での自由度が高くなるからである。また、ハイブリッド証券に満期がなければ、元本を償還するための資金調達について考慮する必要がない。

逆に、ハイブリッド証券に満期が設定されることは、資本性の評価としてはマイナスとなる。もっとも、償還期限が超長期の場合には、通常の債券や借入金よりも普通株式に近い評価が与えられてよい。

ただし、償還期限が永久又は超長期のハイブリッド証券であっても、発行会社がそのハイブリッド証券を強制的に償還できる旨の条項が付されており、その償還権の行使期限を

過ぎると利息や配当が自動的に引き上げられる特約（ステップアップ条項と呼ばれる。）が付されている場合は、利息や配当が普通社債や普通株式よりも高いため、発行会社はそのハイブリッド証券を早期に償還したいと考える。また投資家も、償還される可能性が高い投資から元本を早期に回収したいと考える。したがって、発行会社と投資家のニーズが一致する。この場合、そのハイブリッド証券に対する資本性の評価は低くなってしまう。

さらに、転換社債¹⁵⁴や強制転換条項付株式¹⁵⁵など、普通株式への転換条項が付されているハイブリッド証券は、普通株式へ転換されることにより満期がある証券から満期がない証券になるため、転換の可能性が高い場合には普通株式との近似性は強く、当該ハイブリッド証券に対する資本性の評価も高くなる。この場合、普通株式への転換の可能性を判断する要件として、転換が投資家にとって強制的か任意的か、株価と比べた転換価格の水準、転換までの期間等が挙げられる。

(2) 経営者の判断で毎期の配当額が決定されること

普通株式には、会社法の規定により剰余金の配当に規制があり¹⁵⁶、配当財源が不足している場合には配当が強制的に停止又は減額される。ただし、配当財源が充足している場合でも、配当の停止又は減額は発行会社の任意である。つまり、停止又は減額された配当は、発行会社の内部留保となる。なお、配当財源が不足しているにもかかわらず配当が行われる場合、法令に違反するものであり処罰の対象となる¹⁵⁷。

このように、普通株式には、配当の支払いに関して証券発行会社の財務状況にかかわらず現金支出を任意に抑制できるという財務上の柔軟性を有しているといえる。

ここで、株式系ハイブリッド証券には配当の支払いを、社債系ハイブリッド証券には利

息の支払いを、それぞれ繰り延べることができる旨の条項が記載されていることがある。この場合、繰延事由の発生によって強制的に繰り延べられるのかあるいは任意なのか、繰り延べられた利息や配当が次期以降に累積するのかしないのかなどの設計内容により、そのハイブリッド証券に対する資本性の評価が異なることになる。繰延事由の発生により強制的に繰り延べられ、繰り延べられた利息や配当が次期以降に累積しない内容の場合、当該ハイブリッド証券に対する資本性は高いと評価され、当該ハイブリッド証券に対する格付が上がることになる。

(3) 株主の残余財産分配請求権は、すべての債権者に劣後すること

株式会社を解散して清算をする場合、普通株式の株主が有する当該会社の残余財産への分配請求権は、すべての債権者に劣後する¹⁵⁸。

すなわち、ハイブリッド証券に残余財産分配請求権の劣後性の記載があることは普通株式の性質により近似していることになり、そのハイブリッド証券は資本性が高いものと評価されて格付も高くなる。

なお、ハイブリッド証券の資本性は、

- ・(1)の元本の返済に満期がないこと、
- ・(2)の経営者の判断で毎期の配当額が決定されること、

を主要な観点として評価すべきである。なぜなら、残余財産分配請求権の劣後性の観点は会社の解散時のものだからである。発行会社は事業を持続すべきであり、解散時の残余財産の処遇を分析の中心に据えることは適当ではない。

第2項 ハイブリッド証券の分類

前項の評価基準をふまえ、格付会社はハイブリッド証券に関する資本性を評価し、ランク付けをしている。

例えば、株式会社日本格付研究所では、次のように分類している。

【図表 10】株式会社日本格付研究所におけるハイブリッド証券の分類

資本性	分析時の目安	該 当 例
債務同等	0	・ 期限付き，利息・配当繰延不可の普通社債
低	25	・ 超長期／永久，コール可能，金利・配当ステップアップ，利息・配当繰延可能（任意繰延条項のみ）の劣後債／優先証券／優先株
中	50	・ 超長期／永久，コール可能，金利・配当ステップアップ，利息・配当繰延可能の劣後債／優先証券／優先株
高	75	・ 超長期／永久，コール不可，配当繰延可能（強制繰延・非累積）の優先証券／優先株 ・ 3年以内の強制転換条項付の優先株（非累積）
普通株	100	普通株式

（出典）株式会社日本格付研究所「ハイブリッド証券の資本性の評価について」（2006年9月1日）（筆者一部修正）。

また、株式会社格付投資情報センターでは、次のように分類している。

【図表 11】株式会社格付投資情報センターにおけるハイブリッド証券の分類

	資本性の目安	ハイブリッド証券の例
	0	普通社債
クラス 1	10	超長期劣後債／優先株（コールオプションつき） 利息／配当は累積して繰り延べ可能
クラス 2	30	永久劣後債／優先株（コールオプションつき） 利息／配当は累積して繰り延べ可能
クラス 3	50	永久劣後債／優先株（コールなし）。 利息／配当は累積して繰り延べ可能
クラス 4	70	優先株（コールなし）。配当は非累積で強制停止
クラス 5	90	3年以内強制転換権付優先株。 配当は非累積で強制停止
	100	普通株式

（出典）株式会社格付投資情報センター「ハイブリッド証券の資本性の評価と格付の視点」。

このように、格付会社各社ともハイブリッド証券に関する資本性の目安を数段階にクラス分けしている。これらの分類例を参考にして、筆者は以下

のようにハイブリッド証券の分類を試みた。

【図表 12】筆者が試みたハイブリッド証券の分類

分類	資本性比率(%)	株式系ハイブリッド証券	社債系ハイブリッド証券
普通社債	0	—	—
クラス 1	25	優先株式 ・ 配当累積繰延可能 （任意繰延条項のみ） ・ コール可能	超長期劣後債，永久劣後債 ・ 利息累積繰延可能 （任意繰延条項のみ） ・ コール可能
クラス 2	50	優先株式 ・ 配当累積繰延可能 （強制繰延条項付き） ・ コール可能	超長期劣後債，永久劣後債 ・ 利息累積繰延可能 （強制繰延条項付き） ・ コール可能
クラス 3	75	優先株式 ・ 配当繰延可能 （非累積，強制繰延条項付き） ・ コール不可 ・ 3 年以内の強制転換条項付き	永久劣後債 ・ 利息繰延可能 （非累積，強制転換条項付き） ・ コール不可
普通株式	100	—	—

ここで、「コール」とは「コールオプション」のことである。すなわち，優先株式にコールオプションが付いていれば，発行会社が株主から強制的に当該株式の買い取りを行うことができる。また，社債にコールオプションが付いていれば，発行会社は社債権者から強制的に社債を繰り上げ償還することができる。

これは，発行会社が有利子負債を削減するために証券の返済（償還）を早めようとするものであるから，発行会社の資本を不安定にさせる要因となり，そのハイブリッド証券の資本性は低い評価とならざるを得ない。

ハイブリッド証券の資本性の評価による分類は，実際はハイブリッド証券の財務条項だけではなく，発行会社の財政状態も加味して行われるべきである。したがって，本来は，資本性の評価による分類は細分化されることが望ましいといえる。しかし，中小企業に

とって，資本性の評価による分類の細分化を行うことが負担となり，ハイブリッド証券活用の意欲が奪われることがあってはならないので，分類の枠組みを示す必要があろう。その場合，筆者は，少なくとも【図表 12】程度の分類が必要であると考える。

第3節 中小企業のハイブリッド証券発行時における貸借対照表の再検討

第1節では，ハイブリッド証券を発行した場合の発行会社における貸借対照表の原則的表示を論じ，第2節では，格付会社が行うハイブリッド証券に関する資本性の評価の内容を確認し，ハイブリッド証券の分類について検討を行った。

本節では，発行会社における資本性の評価をふまえた貸借対照表の表示の方法について試案を述べることにしたい。

第2節第1項で述べたとおり，中小企業経

営の根本目標は経営を持続することであり、そのためには、自己資本を充実させることにより「信用力」を高め、自己資本額を増額することが必要である。筆者は、中小企業がハイブリッド証券を発行した場合、「経済的実質」をいかに適切に貸借対照表に表示すべきかを検討している。具体的には、【図表 12】で示したハイブリッド証券に関する資本性比率を利用し、ハイブリッド証券が有する潜在的資本性の部分を貸借対照表に表示したいと考える。

(1) 社債系ハイブリッド証券を発行する場合

【図表 12】で示したとおり、普通社債は資本性を有しない。しかし、ハイブリッド証券としての社債は、ある比率の潜在的資本性を有している。

例えば、中小企業がクラス 3 に相当する永久劣後債を 100 発行する場合、この潜在的資本性の部分を含めて次のように貸借対照表へ表示すべきである。

【図表 13】 中小企業がクラス 3 に相当する永久劣後債を発行した場合の仕訳と貸借対照表の表示

【資産の部】		【負債の部】	
流動資産		固定負債	
預金	100	永久劣後債	25
		【純資産の部】	
		株主資本	
		永久劣後債 (資本性社債)	75

すなわち、クラス 3 に相当する永久劣後債は、その潜在的資本性比率が 75%、逆に言うと負債性比率が 25%であるから、純資産の部へ株主資本として計上されるべき価額は $100 \times 75\% = 75$ であり、負債の部へ固定負債として計上されるべき永久劣後債の価額は $100 \times 25\% = 25$ となる。

また、ハイブリッド証券の性質を持つ社債

であることを明確に貸借対照表へ表示するため、負債の部の固定負債へは「永久劣後債」と表示し、潜在的資本の部分、純資産の部の株主資本へ「永久劣後債（資本性社債）」と表示すべきである。これは、クラス 1 の「超長期劣後債」を発行する場合でも同様であり、この場合は負債の部の固定負債へは「超長期劣後債」と表示し、純資産の部の株主資本へは「超長期劣後債（資本性社債）」と表示することになる。

さらに、この永久劣後債の財務条項については、財務諸表本体に記載された情報とその実体とのギャップを埋めることを目的とした補完的情報である注記表及び附属明細書に記載することになる¹⁵⁹⁾。

(2) 株式系ハイブリッド証券を発行する場合

一方、資本性比率 100%の普通株式以外の株式系ハイブリッド証券は、資本性比率 100%との差が潜在的負債性を帯びることとなり、それだけ資本の部分が少ない。

例えば、中小企業がクラス 1 に相当する種類株式を 100 発行する場合、潜在的負債性の部分を含めて次のように貸借対照表に表示すべきである。

【図表 14】 中小企業がクラス 1 に相当する種類株式を発行した場合の仕訳と貸借対照表の表示

【資産の部】		【負債の部】	
流動資産		固定負債	
預金	100	種類株式 (負債性株式)	75
		【純資産の部】	
		株主資本	
		種類株式	25

すなわち、クラス 1 に相当する種類株式は、その資本性比率が 25%、逆にいうと潜在的負債性比率が 75%であるから、純資産の部へ株主資本として計上されるべき種類株式の

価額は $100 \times 25\% = 25$ であり、負債の部へ固定負債として計上されるべき種類株式の潜在的負債価額は $100 \times 75\% = 75$ である。

また、ハイブリッド証券の性質を持つ株式であることを明確に貸借対照表へ表示するため、純資産の部の株主資本へ「種類株式」と表示し、負債の部の固定負債へは「種類株式（負債性株式）」と表示すべきである。この種類株式の財務条項について注記表及び附属明細書に記載することは、永久劣後債の場合と同様である。

なお、アメリカの会計基準の設定機関である財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board, FASB）が発行する基準書（FAS）第150号「負債と持分の双方の特徴を有する特定の金融商品に関する会計」（Accounting for certain financial instruments with characteristics of both liabilities and equity）では、例えば強制償還優先株式を発行した場合、当該株式を負債と認識し、貸借対照表の負債の部に表示することを要求している¹⁶⁰。

(3)大企業がハイブリッド証券を発行する場合の貸借対照表の表示への援用

一般に、大企業よりも信用力が低い中小企業が社債を発行する機会は、大企業よりもはるかに少ないのが現実である。筆者は、中小企業が今後発行することが見込まれる例として劣後債及び永久債を挙げた。中小企業も資金調達の実選択肢として、株式を発行するのと同様に社債を発行することができるよう、持続可能な経営を目指して信用力を高めるべきである。したがって、潜在的資本性を有する社債系ハイブリッド証券発行時の貸借対照表の表示を検討することは、大変有意義であると筆者は考える。

さらに、筆者は、発行会社におけるハイブリッド証券の貸借対照表への表示方法は、中小企業においてのみならず、株式系及び社債

系ハイブリッド証券を発行する機会が多い上場企業を含む大企業においても採用可能であると考ええる。

上場企業を含む大企業は、各種の会計基準及び適用指針により貸借対照表を作成していること、そして、これらの会計基準等は完成されたものではなく、会社法を始めとする法律の改正や、企業を取り巻く政治情勢、経済情勢の変化に対応して改正を繰り返していることは前述したとおりである¹⁶¹。

したがって、これらの会計基準等が会計処理の最高規範性を有するわけではない。筆者はむしろ、これらの基準に縛られることのない中小企業の会計が、より高質で透明性の高いものに昇華することで、大企業の会計基準を凌駕する可能性を秘めていると考えるのである。

第5章 おわりに

本論文において筆者は、日本の企業の中でも特に中小企業に焦点を当て、中小企業に存在する問題への対処法と会計処理法を研究しようとした。

第1章では、中小企業基本法における中小企業の定義を確認するとともに、中小企業はその地域の雇用の場を創出する地域経済活動の主要な部分を担う存在であり、結果としてわが国全体の雇用や経済を支えていると主張した。

また、多くの中小企業が抱える問題のいくつかを紹介した。すなわち、「事業承継」の問題、「脆弱な財務状態」の問題、「形骸化した株主」の問題、「不採算事業部門」の問題である。

さらに、修士論文作成後の2006年5月1日に「会社法」が施行されたことに触れ、会社法は基本的に旧商法の内容を規制緩和していることを説明した。それは、役員等の機関設計の柔軟化、最低資本金制度の撤廃、事業

再編時の支払対価の柔軟化、種類株式制度の整備に関する内容などについてである。

これらをふまえ、筆者は、会社法を活用して上述の中小企業が抱える問題に対応するため、「会社分割」と「ハイブリッド証券」に注目した。すなわち、分割元会社が保有する事業部門に関する権利義務を分割先会社（新設会社又は承継会社）へ移転する手続である会社分割の手続に関し、分割先会社（新設会社又は承継会社）から分割元会社へ支払う支払対価が柔軟化したことから、ハイブリッド証券を利用することを主張した。

また、筆者が本論文に関する中間報告会を行った2011年7月23日のわずか3日後である2011年7月26日発行の日本経済新聞に掲載された「大機小機」の記事を紹介した。この記事は、力のある非上場企業の中には、負債と資本の両方の性格を持つハイブリッド証券を使って自己資本の充実を図り経営の継続性を維持しようとするところが出てきた、との内容であった。

第2章では、中小企業が効果的に利用できるハイブリッド証券の活用例を検討した。ハイブリッド証券が負債と資本の両方の性質を有する証券であることから、はじめに貸借対照表における負債と資本の性質を再確認した。特に、資本については、株主資本の中で最も基本的かつ根幹的なものである普通株式の性質により確認した。

続いて、社債系ハイブリッド証券及び株式系ハイブリッド証券の特徴を確認した。すなわち、

- ①社債系ハイブリッド証券の場合、償還期限の定めがないか、定めがあっても極めて長いこと、
- ②発行会社の財務力が低下した場合、株式系ハイブリッド証券の配当や社債系ハイブリッド証券の利息の支払いを停止することができること、
- ③社債系ハイブリッド証券の場合、利息の

支払いが、普通社債や借入金に対する利息の支払いに劣後すること、

- ④発行会社が解散して清算をすることになった場合、清算配当の支払順位は無担保の社債権者よりも劣後するが、普通株主よりは優位であること、

などの条件が、1つあるいは複数入っていることである。その上で、中小企業において利用できるハイブリッド証券の発行例を挙げた。

上場企業や大企業では、自社の専門スタッフや外部の専門家を活用してハイブリッド証券を発行することが可能である。しかし、中小企業では、そのような専門スタッフはおよそ存在せず、また、外部の専門家にハイブリッド証券の設計を依頼する金銭的余裕などない。したがって、劣後債、永久債、転換社債型新株予約権付社債、優先株式及び議決権制限株式、取得請求権付株式、全部取得条項付種類株式といった、中小企業が現実的に発行できる種類のハイブリッド証券に限定して紹介をした。

第3章では、中小企業が抱える様々な問題を認識し、その問題に対処する手段としての会社分割制度、すなわち、新設分割及び吸収分割について図表を駆使して説明した。

次に、事業部門を譲渡する点において会社分割に類似する「事業譲渡」の仕組みについて説明するとともに、事業譲渡と会社分割との相違点の確認から、会社分割の優れている部分を認識した。

続いて、中小企業において会社分割が効果的な事例を5つ挙げて簡潔に説明した。ここでは、新設分割及び吸収分割のどちらの方法が効果的なか、また、ハイブリッド証券の設計による会社分割後の当事会社の資本関係にも言及した。

そして、吸収分割を活用した事業部門の買収の設例を、会社分割手続の実務で用いる各種の必要書類により具体的に説明した。吸収分割契約書や株主総会議事録等の書類は、会

社法が凝縮されたものといえるので、手続の内容が具体的に理解しやすくなる。設例では、普通株式しか発行していなかった分割先会社（承継会社）が、分割元会社への支払対価として種類株式を発行するための定款変更手続からスタートして論を進めた。

また、この会社分割手続における会計処理について論じた。ここでは、まず大企業における会計処理について確認した。大企業や上場企業は、金融商品取引法が要請する会計基準や会計基準適用指針に則って会計処理を行う。しかし、中小企業においては、会計情報に対するニーズが大企業や上場企業に対するニーズとは異なる。したがって、大企業や上場企業が採用する会計基準や会計基準適用指針を中小企業が採用することは、現実的ではない。この点については、「中小企業の会計に関する指針」が公表されており、中小企業が拠ることが望ましい会計処理や注記等を示している。もっとも、この指針は強行規定ではないので、中小企業が適用を強制されるわけではない。このことは、会計基準や適用指針を超えて、中小企業の会計がより高質で透明性の高いものに昇華する可能性を有していることを意味していると主張した。

第4章では、普通株式、普通社債及びハイブリッド証券を発行した場合の、証券発行会社における貸借対照表の原則的な表示について確認した。現行の実務では、株式系ハイブリッド証券の発行時の表示は普通株式と同様である。また、社債系ハイブリッド証券の場合、劣後債や永久債では普通社債の発行時の表示と同様である。しかし、新株予約権付社債では一括法と区分法という2種類の会計処理方法があり、それぞれ表示も異なる。

そして、ハイブリッド証券発行時の表示を検討するため、格付会社が行うハイブリッド証券に関する資本性の評価の手法とハイブリッド証券の持つ資本性に基づく分類を参考にして、中小企業が発行するハイブリッド証

券について適当な分類を試みた。

さらに、ハイブリッド証券分類の際の資本性比率を用い、社債系ハイブリッド証券が有する潜在的資本部分、株式系ハイブリッド証券が有する潜在的負債部分を貸借対照表に表示する方法を提案した。ここでは、上場企業や大企業においてもこの表示の方法を採用することが有意義であると主張した。

既存の株式会社がハイブリッド証券を発行する場合、ハイブリッド証券が種類株式であれば、定款にハイブリッド証券の内容を規定することが必要であり、株主総会の特別決議が必要となる¹⁶²。また、新株予約権付社債を発行する場合は、その内容を決定するため、やはり株主総会の特別決議が必要となる¹⁶³。つまり、株主の数が多い上場企業や大企業では、ハイブリッド証券を発行することは、思うほど容易なことではない。

一方、中小企業では、一般に株主数が少なく、また株式の譲渡制限が付されている場合が多いことから、会社が希望しない株主が存在する可能性は低い。このため、株主総会において特別決議を行うことは、上場企業等に比べて容易であるから、ハイブリッド証券の発行手続を進めやすいといえる。したがって、筆者は、ハイブリッド証券は中小企業でこそ活用が期待できる証券だと主張した。

このように、中小企業が経営を持続するためには、自己資本を充実させることが重要である。そのためには、普通株式を発行して資金調達するのが最善策である。しかし、中小企業も、経営に介入されることなく資金調達することができる社債の発行を積極的に検討する時代に入ったのではないだろうか。そのためには、中小企業自身の信用力を増加させることが必要なのは言うまでもない。そして、その手助けとなるのが「会計の高質化、透明化」である。

2011年11月8日には、中小企業庁が「中小企業の会計に関する基本要領（案）」を公

表した。本要領では、総論として「中小企業会計指針の適用が必ずしも適当ではない中小企業の多様な実態に配慮し、中小企業の経営者が理解しやすく自社の経営状況の把握に役立つものとする」とともに、会社計算規則に準拠しつつ、中小企業に過重な負担を課さないものとする。」こと等が目的となっていて、いわば簡便的な会計処理を容認するものである¹⁶⁴。また、負債の会計処理についても詳細な解説はない¹⁶⁵。したがって、本要領が中小企業の「会計の高質化、透明化」に資する事ができるのか疑問である。

筆者は、社債系ハイブリッド証券の潜在的資本部分及び株式系ハイブリッド証券の潜在的負債部分を貸借対照表に表示することが、まさにこの要請に応えることであると考ええる。そして、その方法も中小企業にそれほど負担にならないものであり、通常の貸借対照表とハイブリッド証券の資本性比率を反映させた貸借対照表の両者を作成し開示することで、当該中小企業の経済的実質が適切に評価されることが考えられる。

筆者は実務家である司法書士として、会社分割とハイブリッド証券を積極的に活用することが、中小企業に存在する問題の解決に大きな役割を果たすことができると主張してきた。さらに筆者は、企業会計の面において、これらを活用することにより中小企業の経済的実質を適切に表現できる貸借対照表の開発を模索した。これが、中小企業のうち底力を有する企業の掘り起こしに寄与することを願っているし、筆者の関与先企業に対する指導の一助としたい。

注

1 中小企業基本法2条1項において、中小企業(同法では「中小企業者」と言っている。)の範囲を規定している。同法によれば、中小企業とは、製造業、建設業、運輸業その他の業種(た

だし、卸売業、サービス業、小売業を除く)では、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人、卸売業では、資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人、サービス業では、資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人、小売業では資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人とされている。

また、同法2条5項では小規模企業(同法では「小規模企業者」と言っている。)の範囲を規定しており、おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者、としている。

2 株式会社設立の企画者として、一方で自ら株式を引き受け株主にならなくてはならず、他方で設立事務を執行し会社を設立しなければならない責務を負う。設立中の会社の原始的構成員であるとともにその執行機関としての性格を有する(『法律学小辞典第4版補訂版』有斐閣、2010年)。

3 1990年改正前商法165条。なお、1990年の改正後は、発起人は1人で足り、現行の会社法においても同様である。

4 会社法107条1項1号、同法108条1項4号。

5 会社法では、相続により当該株式会社の株式(譲渡制限株式に限る。)を取得した者に対し、当該株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができることとした(会社法174条)。

6 司法書士法3条1項1号。

7 会社法749条1項2号、751条1項3号、758条4号、760条5号、768条1項2号、770条1項3号。

8 会社法108条。

9 会社法2条29号、30号。なお、会社分割をすることができる分割元会社は、株式会社と合同会社である。また、分割先会社(新設会社又は承継会社)となることができるのは、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社である。

本論文では、分割元会社及び分割先会社(新設会社又は承継会社)を株式会社に限定して論じることとする。

10 吸収分割の場合は、無対価とすることも可能である(会社法758条4号)。

- 11 広瀬義州『財務会計（第9版）』中央経済社、2009年、294頁。
- 12 債務とは、ある者（債務者）が他の特定の者（債権者）に対して、一定の行為又は給付を遂行しなければならない義務又は責任のことである（広瀬、前掲書、294頁）。

なお、会社計算規則6条1項は、負債の計上については帳簿価額として債務額を付すことを要求しており、ここからも負債は原則として法律上の債務であることが前提であると考えられる（弥永真生『コンメンタール会社計算規則・商法施行規則〔第2版〕』商事法務、2009年、459頁）。
- 13 社債とは、一般公衆から多額の資金を調達する目的で債券を発行することによって生じた会社の債務である（広瀬、前掲書、314頁）。
- 14 広瀬、前掲書、294頁。
- 15 伊藤信雄『図解入門ビジネス 最新ハイブリッド証券の仕組みがよ〜くわかる本』秀和システム、2011年、26頁。
- 16 たとえば、(1)総資産に対する総資本としての意味、(2)資産から総負債を控除した「純資産の部」としての意味（企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準21項」）、(3)企業会計上の資本金を意味するとともに会社法上の会社成立時の資本金としての意味（会社法25条1項、会社計算規則76条）、などである（広瀬、前掲書、332頁）。なお、会社法施行後の表示は、「資本の部」から「純資産の部」へ変更されている。
- 17 弥永、前掲書、468頁。
- 18 会社計算規則76条2項。
- 19 会社法445条1項にいう資本金であり、会社財産の維持のための基準となる一定の計算上の数額である（弥永、前掲書、469頁）。
- 20 募集株式の発行等のうち株式が発行される場合に、その募集株式の引受けの申込みをする者が払込期日前又は払込期間の初日前に申込証拠金として払い込んだ額であり、払込期日あるいは払込期間の初日に資本金又は資本準備金に振り替えられるものである（弥永、前掲書、469頁）。
- 21 株主となる者が会社に対して払込み又は給付をしたと実質的に評価できる財産の額のうち、資本金とされなかった部分である（弥永、前掲書、470頁）。
- 22 損益取引によって生じた剰余金である（弥永、前掲書、470頁）。
- 23 株式会社が有する自己の株式をいい、控除形式で記載される（弥永、前掲書、471頁）。
- 24 募集株式の発行等のうち自己株式が処分される場合に、その募集株式の引受けの申込みをする者が払込期日前又は払込期間の初日前に申込証拠金として払い込んだ額であり、払込期日あるいは払込期間の初日に自己株式処分の対価として認識されるものである（弥永、前掲書、471頁）。
- 25 伊藤、前掲書、26頁。
- 26 少数私募債とは、原則として50人未満の対象者に対して発行総額1億円未満で発行する社債である。この社債は、社債管理者との社債管理委託契約、有価証券届出書の提出、有価証券報告書の提出がそれぞれ不要であり、主に縁故者に引き受けてもらうことが想定されている。例えば、新株予約権付少数私募債を発行すれば、社債利息が低利率あるいは無利息であったとしても、新株予約権が付与されることから、社債を引き受けてもらうことが期待できる（金融商品取引法2条3項、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令13条、金融商品取引法23条の13、企業内容等の開示に関する内閣府令14条の15、会社法702条但書、会社法施行規則169条）。
- 27 会社の清算時には、まず会社債権者に対して弁済を行ない、その後に残余財産がある場合、株主に対して残余財産の割り当てが行われる（会社法502条、504条）。
- 28 後藤文人他著『ハイブリッド証券入門——デットとエクイティとのクロスオーバー』金融財政事情研究会、2008年、2頁。伊藤、前掲書、28頁。
- 29 会社法2条22号、280条4項。
- 30 有斐閣『法律学小辞典第4版補訂版』。
- 31 会社法108条1項1号、2号。
- 32 有斐閣『法律学小辞典第4版補訂版』。
- 33 会社法2条18号、107条1項2号、108条1項5号。
- 34 会社法108条1項7号。
- 35 会社法171条1項、309条2項3号。
- 36 会社法5編3章。
- 37 会社法2条30号。なお、分割元会社は株式会社及び合同会社に限定されている（会社法757条、762条1項）が、分割先会社（新設会社又は承継会社）についてはこのような限定はない。
- 38 相澤哲他編著『論点解説 新・会社法』714頁。会社法763条8号。
- 39 会社法763条6号。
- 40 会社法763条12号。

- 41 会社法 758 条。
- 42 会社法 758 条 4 号。
- 43 中東正文他編著『会社法の選択——新しい会社の会社法を求めて』商事法務, 328 頁。
- 44 会社法 758 条 4 号。
- 45 会社法 758 条 8 号。
- 46 会社法 467 条以下。
- 47 企業会計基準 21 号 (2003 年 10 月 31 日公表, 2008 年 12 月 26 日改正)。
- 48 同基準 6 項。
- 49 なお, 以下の場合に債権者保護手続を行うが, 「会社分割手続に異議があれば述べよ」という公告と債権者に対する個別の催告手続を行えばよく, 債権者の個別の承諾は不要である。
債権者保護手続が必要な場合は, ①新設分割の場合, 会社分割後に分割元会社に対して債務の履行を請求することができなくなる債権者に対して, ②分割型の新設分割を行う場合, 分割元会社の債権者に対して, ③吸収分割の場合, 分割先承継会社の全ての債権者に対して, ④会社分割後, 分割元会社に対して債務の履行を請求することができなくなる債権者に対して, それぞれ債権者保護手続を行う (会社法 810 条 1 項 2 号, 789 条 1 項 2 号, 799 条 1 項 2 号)。
なお, 異議を述べた債権者に対しては, 債務の弁済, 相当の担保の提供, 債権者に弁済を受けさせることを目的とした信託会社への相当の財産の信託のいずれかの措置を講じなければならない (会社法 810 条 5 項, 789 条 5 項, 799 条 5 項)。
- 50 民法 612 条 1 項。
- 51 許可とは, 法令によってある行為が一般的に禁止されているときに, 特定の場合にこれを解除し, 適法にその行為をすることができるようにする行政行為をいう (『法律学小辞典第 4 版補訂版』有斐閣)。
- 52 認可とは, 行政庁が第三者の行為を補充してその法律上の効力を完成させる行政行為をいう (『法律学小辞典第 4 版補訂版』有斐閣)。
- 53 登録とは, 一定の法律事実又は法律関係を行政官庁等に備える公簿に記載することをいい, 権利の発生要件であったり免許の方法であるなど, 種々の効果が付与されている (『法律学小辞典第 4 版補訂版』有斐閣)。
- 54 租税特別措置法 81 条 1 項 1 号ロ, 登録免許税法別表第 1, 1, (2)ハ。
- 55 法人税法に規定する税制適格会社分割の要件に該当する場合 (法人税法 2 条 12 の 11 号, 法人税法施行令 4 条の 3)。標準税率は 4 %である (地方税法 73 条の 15)。
- 56 独占禁止法 9 条では, 子会社の株式の取得価額の合計額が当該会社の総資産の 50 パーセントを超える会社を持株会社と呼ぶ。
- 57 会社法 2 条 23 号, 676 条。
- 58 会社法 758 条 4 号ロ。
- 59 会社法 2 条 18 号。
- 60 会社法 2 条 22 号。
- 61 会社法 309 条 2 項 11 号, 466 条。
- 62 会社法 108 条 2 項 1 号, 3 号及び 5 号。
- 63 会社法 299 条 1 項。なお, 譲渡制限付株式発行会社では 1 週間前まで, 非取締役会設置会社では 1 週間を下回る期間に, それぞれ短縮することができる。
- 64 会社法 108 条 1 項。
- 65 会社法 107 条, 108 条。なお, 107 条は, 発行する株式の全部に譲渡制限が付される場合を規定する。一方, 108 条は, 2 種類以上の種類株式が発行された場合, その株式の内容として譲渡制限が付される場合を規定する。
- 66 会社法 139 条 1 項。
- 67 会社法 108 条 1 項 3 号。
- 68 会社法 108 条 2 項 3 号ロ。
- 69 会社法 2 条 14 号。ある種類株式の株主のみから構成される株主総会のことである。当社 (A 株式会社) では, ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合において必要な種類株主総会の決議も不要と規定している。
- 70 会社法 757 条, 758 条。
- 71 会社法 758 条 4 号イ。
- 72 今中利昭編集代表『会社分割の理論・実務と書式〔第 5 版〕』民事法研究会, 2010 年, 145 頁。
なお, 実務的には, 資本金を増加させると, 資本金の額の変更登記の際に登録免許税が課されることに加え, 資本金及び資本準備金は分配可能額に含まれず, 取崩しに手続きが必要であることから, 特に事情がない限り, 正味財産相当額はその他資本剰余金として増加させることが多い (小松岳志他著『ガイドブック 会社の計算【M&A 編】』商事法務, 2011 年, 130 頁)。
- 73 会社法 782 条 1 項, 794 条 1 項。
- 74 会社法 789 条, 799 条。分割元会社及び分割先会社 (承継会社) に対して債務の履行を請求することができない会社債権者は, 異議を述べることができる。
- 75 会社法 828 条 1 項 9 号。吸収分割契約に承諾しなかった債権者は, 吸収分割無効の訴えを提起することができる。
- 76 会社法 759 条 1 項, 764 条 1 項。

- 77 民法 625 条 1 項。
- 78 正式には、「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」という。
- 79 正式には、「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則」という。
- 80 株主総会の開催日の 2 週間前の日の前日（労働契約承継法 2 条）。
- 81 その内容は、分割元会社と通知対象の労働者との間で締結している労働契約を分割先会社（承継会社又は新設会社）が承継する旨の分割契約等における定めの有無、異議申出期限日、分割元会社から分割先会社（承継会社又は新設会社）に承継される事業の概要等である（労働契約承継法 2 条 1 項、労働契約承継法施行規則 1 条）。
- 82 「分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針」は、会社分割により移転する事業部門に専ら従事すると認められる従業員の範囲を規定する。この中では、総務、人事、経理等のいわゆる間接部門に従事する従業員で、移転する事業部門のために専ら従事している場合も含む。
- 83 労働契約承継法 4 条。
- 84 労働契約承継法 5 条。
- 85 分割先会社（承継会社）については、会社法 794 条 1 項、会社法施行規則 192 条、分割元会社については、会社法 782 条 1 項、会社法施行規則 183 条に、それぞれ規定される。
- 86 会社法 782 条 2 項、794 条 2 項。
- 87 会社法 758 条 4 号イ。
- 88 会社法 783 条 1 項、795 条 1 項。
- 89 会社法 309 条 2 項 12 号。
- 90 会社法 789 条、799 条、810 条。
- 91 商業登記法 84 条 1 項。
- 92 商業登記法 84 条 2 項。
- 93 債権者保護手続の結果、債権者から異議が出なかった場合は、分割元会社及び分割先会社（承継会社）の代表取締役はその旨の上申書を作成し、登記申請書に添付しなければならない（商業登記法 85 条 3 号、8 号）。
- 94 吸収分割契約における支払対価の全部又は一部が分割先会社（承継会社）の株式である場合、分割先会社（承継会社）の「資本金及び準備金の額に関する事項」を定める必要があり（会社法 758 条 4 号イ）、この定めは会社計算規則 37 条又は 38 条の規定に従う必要がある。そして、登記申請には、資本金の額が会社法 445 条 5 項の規定に従って計上されたことを証する書面を添付しなければならない（商業登記法 85 条 4 号）。
- 95 分割元会社の本店所在地を管轄する登記所の管轄区域内に分割先会社（承継会社）の本店がないときは、登記所が発行する分割元会社の代表取締役の印鑑証明書を添付しなければならない（商業登記法 87 条 3 項、商業登記規則 36 条の 2）。設例では、分割元会社及び分割先会社（承継会社）の本店所在地を管轄する登記所は同一なので、印鑑証明書の添付は不要である。
- 96 親会社は、子会社の財務及び事業の方針の決定を支配する立場にある（会社法 2 条 3 号、4 号。会社法施行規則 3 条 1 項、2 項）。ここで、「財務及び事業の方針の決定を支配する立場」とは、他の会社の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が 100 分の 50 を超えている場合などをいう（会社法施行規則 3 条 3 項）。
- 97 ある会社は関連会社に対して、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与える立場にある（会社計算規則 2 条 3 項 18 号）。ここで、「財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与える立場」とは、関連会社の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が 100 分の 20 以上である場合、それが 100 分の 15 以上でも、自己の役員等が他の会社の代表取締役等に就任している場合等が含まれる（会社計算規則 2 条 4 項）。
- 98 会社計算規則 2 条 3 項 31 号。
- 99 会社法 431 条。
- 100 会社法 432 条。
- 101 会社法施行規則 116 条。
- 102 会社計算規則 4 条。
- 103 ただし、例外として、会社法 445 条 1 項では、資本金について「株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。」と規定し、その算定方法につき一定程度言及している。また、会社計算規則 13 条～20 条及び 35 条～52 条では、株式会社の株主資本の内訳項目の計上方法についてだけ詳細に規定する（小松他、前掲書、14 頁）。
- 104 企業結合に関する会計基準 1 項、5 項。
- 105 合併とは、2 つ以上の会社が会社間の合併契約によって 1 つの会社になることであり、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させる吸収合併と、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併によ

- り設立する会社に承継させる新設合併がある(会社法2条27号及び28号, 748条)。
- 106 株式交換とは、株式会社がその発行済株式の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させることをいう(会社法2条31号)。株式交換により、完全親子会社関係を創設することができる。
- 107 株式移転とは、1又は2以上の株式会社がその発行済株式の全部を新たに設立する株式会社に取得させることをいう(会社法2条32号)。株式移転により、持株会社の形態を創設することができる。
- 108 事業分離等に関する会計基準1項。
- 109 企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針1項。
- 110 金融商品取引法1条。
- 111 近藤光男他著『基礎から学べる金融商品取引法』弘文堂、2011年、40頁。
- 112 有価証券の新規発行で50名以上の者を申込みの勧誘の相手方とするもの(金融商品取引法2条3項, 金融商品取引法施行令1条の5)。
- 113 既に発行された有価証券について50名以上の者を申込みの勧誘の相手方とするもの(金融商品取引法2条4項, 金融商品取引法施行令1条の8)。
- 114 金融商品取引法4条, 5条。
- 115 企業内容等の開示に関する内閣府令8条。
- 116 金融商品取引法24条1項, 金融商品取引法施行令3条の6・4項。
- 117 企業内容等の開示に関する内閣府令15条。
- 118 金融商品取引法193条の2。
- 119 金融商品取引法193条, 財務諸表等の用語, 様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」という。)1条1項。
- 120 財務諸表等規則1条2項及び3項。企業会計審議会により公表された企業会計の基準や、企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて一定の要件を満たすものが作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものとされている。
- 121 会社法431条。
- 122 同委員会は、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会が主体となって設置している。
- 123 中小企業会計指針は、中小企業が資金調達先の多様化や取引先の拡大等も見据えて、会計の質の向上を図る取組みを促進するため、2002年6月に中小企業庁が、「中小企業の会計に関する研究会報告書」を発表した。また、これに呼応して、同年12月に日本税理士会連合会が「中小会社会計基準」を、2003年6月に日本公認会計士協会が「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」をそれぞれまとめ、その普及を図ってきた。本指針は、これら3つの報告を統合するものとして、2005年8月に公表されたものである(中小企業会計指針2項)。
- 124 中小企業会計指針3項。
- 125 中小企業会計指針6項。
- 126 中小企業会計指針6項。
- 127 中小企業会計指針7項。
- 128 会社法435条, 会社計算規則96条, 97条。
- 129 経済団体, 税務会計団体, 学識経験者等で構成される「非上場会社の会計基準に関する懇談会」は、2010年8月30日に報告書を公表している。この中で、日本の会計基準と国際財務報告基準(IFRS)とのコンバージェンスによる国際化について、中小企業の会計に対する影響を回避又は最小限にとどめるための方策について論じている。
- 130 中小企業会計指針80項(2)「資産及び負債の受入れに関する会計処理」。
- 131 「正味売却価額」とは、売却(購買市場と売却市場とが区別される場合における売却市場の時価)から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除したものをいう(企業会計基準第9号棚卸資産の評価に関する会計基準5項)。
- 132 棚卸資産の評価に関する会計基準7項。
- 133 中小企業会計指針36項。
- 134 土地の時価を算出する方法は、土地の再評価に関する法律施行令2条の規定を援用することが考えられる。それによれば、次のいずれかのうちから選択できるものとされている。
- ①近隣の地価公示価格に合理的な調整を行なつて算定する方法。
 - ②近隣の都道府県基準地価に合理的な調整を行なつて算定する方法。
 - ③固定資産税評価額に合理的な調整を行なつて算定する方法。
 - ④路線価(地価税法の時価)に合理的な調整を行なつて算定する方法。
 - ⑤不動産鑑定士等が行なう鑑定評価による方法。
- 135 中小企業会計指針45項。
- 136 中小企業会計指針80項(2)。
- 137 会社法施行規則192条。

- 138 会社計算規則 11 条。
- 139 中小企業会計指針 81 項(3)。
- 140 法人税法 22 条 2 項, 62 条。
- 141 法人税法 62 条の 2, 62 条の 3。
- 142 法人税法 2 条 12 の 11 号, 法人税法施行令 4 条の 2, 4 条の 3。
- 143 第三者割当増資とは, 株主以外の特定の第三者に対して株式の割当てを行う方法による増資方式である。
- 144 株主資本とは, 純資産のうち株主に帰属する部分であり, 資本金, 資本剰余金, 利益剰余金等が該当する。
- 145 負債の流動・固定分類は, その弁済期限の長短に着目し, 原則として最初に「正常営業循環基準」(当該企業の主たる営業取引過程において生じる法的債務を, 原則としてすべて流動負債とする考え方)を適用し, この基準で分類できない項目には「1 年基準」(貸借対照表日の翌日から起算して, 通常 1 年以内に弁済期限が到来するものを流動負債とし, 弁済期限が 1 年を超えて到来するものを固定負債とする。)を適用して分類することになる(広瀬義州『財務会計(第 9 版)』中央経済社, 2008 年, 295 頁~296 頁)。
- 146 広瀬, 前掲書, 511 頁。
- 147 金融商品会計基準 36 項, 38 項。金融商品会計基準適用指針 18 項, 21 項。
- 148 金融商品会計基準(注 15)。
- 149 中村中『銀行と企業の格付けランクアップ戦略』銀行研修社, 2007 年, 61 頁。
- 150 黒沢義孝『格付会社の研究』東洋経済新報社, 2007 年, 2 頁。
- 151 企業内容等の開示に関する内閣府令 1 条 13 号の 2。
- 152 平成 21 年法律第 58 号。
- 153 以下, ①株式会社格付投資情報センター「ハイブリッド証券の資本性の評価と格付の視点」, ②株式会社日本格付研究所「ハイブリッド証券の資本性の評価について」(2006 年 9 月 1 日), ③スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社「ハイブリッド証券資本ハンドブック」(2008 年 10 月 2 日)を参照した。
- 154 旧商法における転換社債は, 会社法では, 新株予約権付社債についての社債部分を, 新株予約権行使の際の出資の目的とするものとして構成され, 通常は「転換社債型新株予約権付社債」と呼ばれる。
- 155 旧商法における強制転換条項付株式は, 会社法では, 種類株式の一種である取得条項付株式

- (会社法 108 条 2 項 6 号)において, 株式取得の際の対価として発行会社の他の株式を交付するものとして構成されている。
- 156 会社法 446 条, 会社計算規則 149 条。
- 157 会社法 963 条 5 項 2 号。
- 158 会社法 502 条, 同法 499 条。
- 159 注記表は会社計算規則 5 章が, 附属明細書は同規則 6 章がそれぞれ規定している。また, 同規則 98 条 8 号は「金融商品に関する注記」を規定し, 同規則 117 条は(個別)注記表の内容を補足する重要な事項の表示を義務付けている。
- 160 FAS150 号 3 項, 8 項, 18 項, 19 項。山田昭広『アメリカの会計基準〔第 5 版〕』中央経済社, 2004 年, 253 頁~262 頁。
- 161 本論文第 3 章第 4 節第 4 項(2)。
- 162 会社法 108 条 2 項, 309 条 2 項, 466 条。
- 163 会社法 238 条 1 項, 676 条。
- 164 中小企業の会計に関する基本要領(案)Ⅰ。総論 1. 目的。
- 165 中小企業の会計に関する基本要領(案)Ⅱ。各論 2. 資産, 負債の基本的な会計処理。

参考文献

《会計基準等》

- 企業会計基準委員会「企業会計基準第 5 号 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(2005 年 12 月 9 日公表, 2009 年 3 月 27 日改正)。
- 「企業会計基準第 7 号 事業分離等に関する会計基準」(2005 年 12 月 27 日公表, 2008 年 12 月 26 日改正)。
- 「企業会計基準第 8 号 ストック・オプション等に関する会計基準」(2005 年 12 月 27 日公表, 2008 年 12 月 26 日改正)。
- 「企業会計基準第 10 号 金融商品に関する会計基準」(1999 年 1 月 22 日公表, 2008 年 3 月 10 日最終改正)。
- 「企業会計基準第 21 号 企業結合に関する会計基準」(2003 年 10 月 31 日公表, 2008 年 12 月 26 日改正)。
- 「企業会計基準適用指針第 6 号 固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(2003 年 10 月 31 日公表, 2009 年 3 月 27 日最終改正)。
- 「企業会計基準適用指針第 8 号 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(2005 年 12 月 9 日公表, 2009 年 3 月 27 日改正)。
- 「企業会計基準適用指針第 10 号 企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」

- (2005年12月27日公表, 2008年12月26日最終改正)。
- 「企業会計基準適用指針第11号 スtock・オプション等に関する会計基準の適用指針」(2005年12月27日公表, 2006年5月31日改正)。
- 「企業会計基準適用指針第12号 その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(2006年3月30日公表, 2008年3月10日修正)。
- 「企業会計基準適用指針第17号 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(2007年4月25日公表, 2008年12月26日修正)。
- 「実務対応報告第1号 旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」(2002年3月29日公表, 2005年12月27日改正, 2008年3月10日修正)。
- 「実務対応報告第6号 デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」(2002年10月9日公表, 2008年3月10日修正)。
- 「実務対応報告第10号 種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」(2003年3月13日公表, 2008年3月10日修正)。
- 「実務対応報告第25号 金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(2008年10月28日公表)。
- 日本公認会計士協会他「中小企業の会計に関する指針(平成23年版)」(2005年8月1日公表, 2011年7月20日最終改正)。
- 中小企業の会計に関する検討会「中小企業の会計に関する基本要領(案)」(2011年11月8日公表)。

《論文》

- 安藤英義「IFRSの影響と中小企業の会計」『季刊会計基準』vol.29(2010.6)。
- 池上 徹「ハイブリッド証券の定量的な分析枠組みと価格特性についての考察——構造型アプローチによるEquity-Credit Hybrid Derivativesの定量的フレームワークの直感的解釈に向けて——」『証券アナリストジャーナル』2007.3。
- 池村恵一「貸借対照表の貸方区分モデルと利益計算」『会計』2011年6月号。
- 伊藤 歩「ハイブリッドで資本負債構造を柔軟化」『金融ビジネス』Winter 2007。
- 伊藤邦彦「濫用的会社分割に対して金融債権者が取り得る対応策の検討——東京高判平成22.10.27を糸口として」『金融法務事情』No.1918(2011.3.25)。
- 井上 聡「濫用的会社分割における問題の本質」『金融法務事情』No.190(2010.8.10)。
- 大杉謙一「種類株式の種類の定め方と権利内容の定め方の制限」『ジュリスト増刊 新・法律学の争点シリーズ5 会社法の争点』(2009年)。
- 岡部勝成「中小企業版IFRSの導入によるキャッシュ・フロー計算書への影響——中小企業に対するアンケート調査を中心に——」『会計』2011年6月号。
- 鏡 高志「M&A時の「会社分割」「事業譲渡」有利な選択のポイント」『ターンアラウンドマネージャー』2010.1。
- 笠原武朗「全部取得条項付種類株式の意義と利用」『ジュリスト増刊 新・法律学の争点シリーズ5 会社法の争点』(2009年)。
- 川島いづみ「会社分割における債権者保護と会社分割無効の訴え(1)——債務の履行の見込みとの関係を中心に——」『商事法研究』(No.80)2010.3。
- 「会社分割における債権者保護と会社分割無効の訴え(2・完)——債務の履行の見込みとの関係を中心に——」『商事法研究』(No.81)2010.4。
- 「会社分割における会社債権者の保護——債務の履行の見込みとの関係を中心に——」『早稲田社会科学総合研究』第11巻第1号(2010年7月)。
- 国岡 清「「資本金等の額」を意識した債務超過会社の対応と会社分割」『税経新報』10.06.578号。
- 後藤孝典「会社分割をめぐる裁判例が引き起こす混乱」『市民と法』No.67(2011.2)。
- 「民事再生と会社分割——近時の再生実務実態とあるべき再生手法にむけて(上)」『ビジネス法務』2010.3。
- 「民事再生と会社分割——近時の再生実務実態とあるべき再生手法にむけて(下)」『ビジネス法務』2010.4。
- 「事業再生における会社分割と詐害行為 ②地裁判決及び会社分割否定論の問題点」『ターンアラウンドマネージャー』2011.1。
- 花立真紀「ムーディーズにおけるハイブリッド証券の分析手法——ツール・キットを用いたハイブリッド証券の評価の枠組み——」『証券アナリストジャーナル』2007.3。
- 日向 隆「事業再生と会社分割の留意点~東京地判平22.5.27ほか」『事業再生と債権管理』No.130(2010.10.5)。
- 前田雅弘「種類株式の権利内容の変更手続」『ジュリスト増刊 新・法律学の争点シリーズ5 会社法の争点』(2009年)。
- 丸山幸朗「会社分割を利用した詐害行為とされない

第二会社方式による事業再生のポイント」『ターンアラウンドマネージャー』2011.4。
 三森仁他「会社分割スキームを活用した事業再生」『事業再生と債権管理』No.125（2009.7.5）。
 山崎哲央「事業再生における会社分割と詐害行為
 ①平成22年5月27日東京地裁判決を読み解く」
 『ターンアラウンドマネージャー』2011.1。
 山田 豊「事業会社のハイブリッド証券 資本性認定、発行を後押し 投資家、利率など条件に注目」『日経公社債情報』No.1561（2006.10.30）。
 弥永真生「会社分割と法人格否認」『ジュリスト』（No.1418）2011.3.15。
 渡邊博己「詐害的会社分割と分割会社債権者の対応」『市民と法』No.67（2011.2）。
 —「詐害的会社分割と分割会社債権者の保護」『法律時報』83巻2号。

《著書・編著》

相澤 哲編著『一問一答 新・会社法〔改訂版〕』商事法務，2010年。
 —『Q&A会社法の実務論点20講』金融財政事情研究会，2010年。
 相澤 哲他編著『論点解説 新・会社法』商事法務，2006年。
 あずさ監査法人『新版 種類株式ガイドブック——完全活用と会計・税務——』清文社，2009年。
 あずさ監査法人編『Q&A M&A会計の実務ガイド（第2版）』中央経済社，2008年。
 荒井邦彦他編著『改訂版 新株予約権・種類株式の実務——法務・会計・税務・登記——』第一法規，2009年。
 安部健介他著『新株予約権の法務・会計・税務』税務研究会出版局，2008年。
 石川鉄郎他編著『資本金の課題 純資産の部の導入と会計処理をめぐって』中央経済社，2008年。
 井尻雄士他編著『企業行動と情報』同文館出版，1992年。
 伊藤邦雄『ゼミナール現代会計入門』日本経済新聞出版社，2009年。
 伊藤信雄『図解入門ビジネス 最新ハイブリッド証券の仕組みがよ〜くわかる本』秀和システム，2011年。
 今中利昭編集代表『会社分割の理論・実務と書式（第5版）』民事法研究会，2010年。
 —『会社合併の理論・実務と書式（第2版）』民事法研究会，2011年。
 —『事業譲渡の理論・実務と書式（第2版）』民事法研究会，2011年。
 江川由紀雄『サブプライム問題の教訓 証券化と格

付けの精神』商事法務，2008年。
 大久保豊他編著『中小企業「格付け」取得の時代〔第2版〕——中小企業専用「日本SME格付け」の効用とその実際』金融財政事情研究会，2008年。
 大倉雄次郎『最新会計基準の基礎——理論と計算——』税務経理協会，2009年。
 岡本行生『中小企業のM&A 交渉戦略』ダイヤモンド社，2010年。
 加藤盛弘『負債拡大の現代会計』森山書店，2006年。
 金子登志雄『親子兄弟会社の組織再編の実務』中央経済社，2011年。
 金子登志雄他著『募集株式と種類株式の実務』中央経済社，2010年。
 金子雅実『徹底解説 種類株式 法務・税務の取扱いと事業承継における活用』清文社，2010年。
 金田堅太郎『企業結合会計基準の形成と展開』森山書店，2010年。
 河合保弘他編著『「種類株式プラスα」徹底活用法——経営の可能性を広げる新たな株式制度』ダイヤモンド社，2007年。
 川野雅之『過剰債務に負けない 中小企業再生の知恵』TKC出版，2009年。
 監査法人トーマツ編『よくわかる米国会計基準と英文財務諸表の実務ガイド』税務研究会出版局，2005年。
 仰星監査法人編著『平成22年1月改訂〈Q&A〉企業再編のための合併・分割・株式交換等の実務——その法律・会計・税務のすべて——』清文社，2010年。
 近畿税理士会調査研究部編著『平成20年版「中小企業の会計に関する指針」ガイドブック』清文社，2008年。
 黒沢義孝『格付会社の研究』東洋経済新報社，2007年。
 神崎満治郎他編著『商業・法人登記300問』テイハン，2010年。
 国際会計基準委員会財団編『国際財務報告基準（IFRS®）2009』中央経済社，2009年。
 後藤孝典『[第5版大刷新] 会社分割』かんき出版，2009年。
 後藤文人他著『ハイブリッド証券入門——デットとエクイティとのクロスオーバー』金融財政事情研究会，2008年。
 小松岳志他著『ガイドブック 会社の計算【M&A編】』商事法務，2011年。
 近藤光男他著『基礎から学べる金融商品取引法』弘文堂，2011年。

- 斎藤静樹『会計基準の研究』中央経済社, 2009年。
- 酒井竜児編著『会社分割ハンドブック』商事法務, 2011年。
- 佐藤信祐他著『新版 中小企業のための合併の法律・会計・税務・評価と申告書作成』清文社, 2010年。
- 事業再編実務研究会編『最新 事業再編の理論・実務と論点——21世紀型私的整理の手法と展望——』民事法研究会, 2009年。
- 司法書士グループ・LLP 経営 360° 編『中小企業のための戦略的定款——作成理論と実務——』民事法研究会, 2008年。
- 新日本監査法人編『問答式 会社の資本戦略〈第4版〉』中央経済社, 2006年。
- 清水武信他著『こう変わる! 中小企業の資金調達——税理士会が創る中小企業資金調達支援センターの全仕組み』ダイヤモンド社, 2009年。
- 商法用語選定委員会編『最新商法キーワード90——平成9~13・14年改正対応——』金融財政事情研究会, 2002年。
- 鈴木義行編著『事業承継実務ハンドブック』中央経済社, 2010年。
- 税理士法人創研他著『中小企業がチャレンジする株式移転・会社分割——小さい会社にだってやれるんだ——』清文社, 2011年。
- 高沢修一『事業承継の会計と税務』森山書店, 2008年。
- 高田正昭他著『図表でわかる 会社法と会計・税務の接点〔第2版〕』税務研究会出版局, 2011年。
- 武井一浩他編著『資金調達ハンドブック』商事法務, 2008年。
- 武田隆二『最新 財務諸表論〈第11版〉』中央経済社, 2009年。
- 田伏岳人他著『会社法実務マニュアル(3)——株式会社運営の実務と書式——株式・種類株式・新株予約権』ぎょうせい, 2009年。
- 角ヶ谷典幸『割引現在価値会計論』森山書店, 2009年。
- 長南伸明他著『会社分割の税務・会計・法律と諸問題』中央経済社, 2011年。
- 手塚仙夫他著『純資産の部の会計と税務』清文社, 2007年。
- 土井万二他編集代表『会社法定款事例集 定款の作成及び認証, 定款変更の実務詳解』日本加除出版, 2009年。
- 鳥飼重和他監修『実践企業組織改革① 合併・分割 法務・税務・会計のすべ〔五訂版〕』税務経理協会, 2009年。
- 中嶋克久他著『種類株式・新株予約権の活用法と会計・税務』中央経済社, 2006年。
- 中野百々造『合併・分割の税務——その法務と税務——〔五訂版〕』税務経理協会, 2010年。
- 中東正文他編著『会社法の選択——新しい社会の会社法を求めて』商事法務, 2010年。
- 中村 中『銀行と企業の格付けランクアップ戦略』銀行研修社, 2007年。
- 西山 茂『企業分析シナリオ (第2版)』東洋経済新報社, 2009年。
- 新田忠誓他編著『財務情報の利用可能性と簿記・会計の理論』森山書店, 2008年。
- 納見哲三他著『「会社分割」を考えたときに初めに読む本』すばる舎, 2010年。
- 野原武夫『ケーススタディによる「純資産の部」の法人税務』税務研究会出版局, 2008年。
- 平野敦士編著『事業譲渡型・会社分割型の再生手続 Q&A (第3版)』中央経済社, 2009年。
- 広瀬義州『財務会計 (第9版)』中央経済社, 2010年。
- 広瀬義州編著『連結会計入門 (第5版)』中央経済社, 2009年。
- 藤原敬三『実践的中小企業再生論~再生計画策定の理論と実務~』金融財政事情研究会, 2011年。
- 藤原総一郎『DES・DDSの実務【改訂版】』金融財政事情研究会, 2009年。
- 『DIP型民事再生手続の実務とM&A戦略』商事法務, 2009年。
- 榎谷克悦『新版 企業価値評価の実務』清文社, 2009年。
- 三國仁司『Q&A格付けの仕組み——“準公共財”としての格付けのゆくえ』金融財政事情研究会, 2009年。
- 三菱UFJ信託銀行証券代行部編『新株主総会実務 なるほどQ&A〈平成20年版〉』中央経済社, 2008年。
- 三宅茂久『資本・株式の会計・税務 (第2版)』中央経済社, 2008年。
- 森・濱田松本法律事務所編『新・会社法実務問題シリーズ・9 組織再編』中央経済社, 2010年。
- 弥永真生『コンメンタール 会社計算規則・商法施行規則〔第2版〕』商事法務, 2009年。
- 山地秀俊他編著『企業会計の経済学的分析』中央経済社, 1996年。
- 山田昭広『アメリカの会計基準〔第5版〕』中央経済社, 2004年。

《英文文献》

Calderisi, Matthew C., Bowman, Doug. and Cohen, David., *The 2010 edition of Accounting*

- Trends & Techniques*, AICPA, 2010.
- International Accounting Standards Board,
International Financial Reporting Standards
2007, IASB, 2007.
- Jarnagin, Bill D., *2005 U.S. Master GAAP*
Guide, CCH, 2004.